

## むつ市議会第242回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和元年12月9日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 14番 原 田 敏 匡 議員
- (2) 2番 工 藤 祥 子 議員
- (3) 4番 富 岡 直 哉 議員
- (4) 3番 杉 浦 弘 樹 議員
- (5) 1番 佐 藤 武 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 長	畑中	政勝	農 委 員	立花	順久
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和之
財務部長	吉田	真	財 務 部 務 監 策 監	樋山	政之
民生部長	中里	敬	福 祉 部 長	瀬川	英之
健 康 推 進 部 長	佐藤	孝悦	子 ども 部 長	須藤	勝広
経済部長	佐藤	節雄	都 市 整 備 長	光野	義厚
都 整 建 技 推 進 部 長	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	二本柳	茂



企画工戦 策略	画部一長 ギ課	一 戸 義 則	財務課 部長	石 橋 秀 治
福生課	福祉福 部社長	四 ッ 谷 裕 樹	健康年 く進保 健つ推 国課	石 田 隆 司
経産政勤青水館	済業策 少一 部用長 労働年 ム長	小 林 睦 子	都整コシ推 ン進 室	黒 澤 幸 太 郎
都整ま推官推	備つく課連室 ち進民進 市部り長携長	大 濶 聡	教委事生涯 員務学 習長	加 藤 昭 広
教委事学教総	員務育主 括 育会局校課幹	中 居 春 雄	総防安主 務全 部災課幹	田 中 純 也
経生支主	済産援 部者課幹	橋 本 伸 吾	都整ま推主 ち進 市部り課幹	笠 井 俊 介
教委事総主	員務務 育会局課幹	柏 谷 圭 則	総総主 務任主 部課査	井 戸 向 秀 明
教委事総主	員務務主 育会局課査	新 田 剛	総総主 務務 部課査	畑 中 佳 奈
企画工戦 策略	画部一課査 ギ	佐 藤 純 也	総総主 務務 部課事	菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長 幹	金 澤 寿々子 葛 西 信 弘	総括主幹 主任主査	青 山 諭 堂 崎 亜 希子
-----------	--------------------	--------------	-------------------

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（大瀧次男） ここで、会議録署名議員を追加指名いたします。

14番原田敏匡議員を指名いたします。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、原田敏匡議員、工藤祥子議員、富岡直哉議員、杉浦弘樹議員、佐藤武議員の一般質問を行います。

## ◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。14番原田敏匡議員。

（14番 原田敏匡議員登壇）

○14番（原田敏匡） おはようございます。14番、会派未来への轍の原田敏匡です。むつ市議会第242回定例会において一般質問を務めさせていただきます。

平成から引き続き令和の新時代を創造していく重責ある議席をいただきました。二元代表制の一翼を担う議会の議員として、常に緊張感を持ち、市民の皆様の声を力に、持続可能なむつのまちづくりのため尽力する所存です。

それでは、3項目7点につきお伺いいたします。6日行われた一般質問と重複する内容もございますが、市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、1項目め、妊娠出産を望む人の希望実現に向けて質問いたします。厚生労働省が11月26日発表した人口動態統計「速報」によると、1月から9月に生まれた子供の数は67万3,800人と前年同期に比べ5.6%減りました。年間の出生数が5%を上回る減少となったのは、直近では1989年、本年は30年ぶりの大幅減となる可能性があります。少子化のペースが想定よりも加速傾向にあると思われまます。各市町村を初め国・県も少子化対策の拡充を急いでおりますが、人口減に歯どめをかけるのは簡単なことではありません。少子化対策は、多岐にわたりますが、多子世帯助成や出産祝金などの制度と地域や企業の理解などの環境の両面を整えていく必要があります。

そこで、1点目は、制度の拡充として、不育症の検査、治療費助成制度の創設についてであります。日本において妊娠した女性の約40%の方に流産の経験があり、流産を繰り返す不育症と見られる方が約5%いることが厚生労働省調査で報告されており、多くの女性が不育症で悩んでいます。しかし、最近では適切な診断や治療を受けることで約85%の方が出産までたどり着くことができる

とされています。

妊娠出産を望む人の希望をかなえるためへの支援は、子育て支援の根本となる赤ちゃんを授かることの重要な部分であり、特定不妊治療費助成を実施しているむつ市の少子化対策をさらにもう一步進めていただきたく不育症の検査、治療費助成も行う考えはないかお伺いします。

2点目は、環境の整備として、不妊治療と仕事の両立支援についてであります。不妊治療は、経済的な負担にとどまらず、肉体的、精神的な負担も大きく、仕事を続けながら治療を受けるには、企業における理解が必要不可欠です。下北圏域以外のほとんどの地域に住む方は、約1時間以内で特定不妊治療の受診が可能であることに對し、むつ下北に住む人は、最低でも片道約2時間かけ、青森市、弘前市、八戸市に通わなければなりません。県内でも他地域に比べ治療にかかる負担は大きく、市としても不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業を後押しすべきと考えます。

具体的には、不妊治療に活用できる休暇制度を整えた企業に對し、奨励金もしくは入札等の優遇制度を設ける、また企業に對し、不妊治療の基礎知識や労務管理について学べる研修を実施する等が考えられますが、市として支援していく考えはないかお伺いします。

2項目めは、小中学校の課外活動について質問いたします。1点目は、部活動のスポーツ少年団移行後の課題と今後の支援、文化部の存続状況についてであります。小学生の部活動からスポーツ少年団への移行については、これまでも多くの同僚議員が質問を行ってまいりましたが、平成31年度末をめどに地域主体のスポーツ活動への移行を目指し、環境づくりが進められており、その期限が目前に迫っていることもあり、これまでと重複する質問もありますが、お尋ねします。

既に多くの部活動がスポーツ少年団に移行して

おり、移行前、移行直後には見えてこなかった課題、運営を維持していくうえで必要となる支援が浮かび上がってきたのではないかと考えます。

そこで、運営組織、指導者、保護者からの声を踏まえ、市教育委員会が移行後についての課題をどのように捉え、その課題に對して今後どのように支援していくのか。また、文化部について、児童数減少や指導者の外部委託などを背景に休部や廃部の動きが目立っているが、市内の小学校文化部の存続状況もあわせてお伺いします。

2点目は、中学校の部活動指導員の普及状況と今後の見通しについてであります。従来の外部指導者の活用のみでは教員の負担軽減には不十分であることから、2017年に教員の働き方改革の一環として、より多くの裁量を持った部活動指導員は制度化されました。また、部活動指導員を配置することは、教員の負担軽減という面だけではなく、部活動の質的向上にもつながります。

日本体育協会による学校運動部活動指導者の実態に関する調査によると、中学校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ担当部活動の競技経験がない教員の割合は45.9%でした。運動部に限らず全ての部活動において、その内容にかかわる専門的な知識、技能を持つ外部人材を配置することで正しい理解に基づく適切な指導が行われ、想定される事故、けがの未然防止など、部活動の質的にも向上できるとされています。

そこで、市内中学校の部活動指導員の普及状況と今後の見通しについてお伺いします。

3項目め、コンパクトシティの推進について質問いたします。1点目は、地方再生コンパクトシティにおいて実施するハード、ソフト事業についてであります。コンパクトシティという言葉はもちろん、居住調整地域の指定等、都市機能や居住の集約による都市のコンパクト化といった点は、

市民の皆様には大分浸透しているのではないかと思います。

一方で、現在整備が進められている臨海公園とスポーツエリア以外の都市機能の集約及び高度化の詳細については、まだまだ将来的なイメージを持つことができないといった市民の声をよく聞きます。

そこで、来年度地方再生コンパクトシティのファーストステップが一つの区切りを迎えることもあり、3カ所の事業実施地区において、来年度末までハード事業に関してはどこまでが形となり、ソフト事業についてはどこまで実施される予定であるのかお伺いします。

2点目は、(仮称)田名部まちなか団地整備事業についてであります。平成26年12月に行われたむつ市議会第222回定例会において、用地を取得しておりますが、この議案については「事業の趣旨には賛同する。早期に具体的な事業計画を策定することを強く要望する」との附帯決議がつけ可決されました。そこから約5年が経過し、その間も公営住宅の建設を軸にサービス付き高齢者向け住宅、多世代が交流できる支援施設、民間による収益施設等が検討されてきておりますが、現状どの程度まで整備内容が確定し、今後の事業スケジュールの計画をどのように設定しているのかお伺いします。

3点目は、空き家対策についてであります。空き家対策と聞くと、管理不十分な空き家、いわゆる倒壊のおそれがあり危険な空き家への対策を想像する方も多いと考えますが、そのままでも十分利活用が可能な空き家も多く、市では空き家等の危険度をA、B、C、Dの4つのランクで分類し、ランクに応じて対策を講じています。

その中でも、Aランクはそのまま利活用が見込めるもの、Bランクは一部補修を要するものと、利活用が可能であり、市もむつ市空き家・空き地

バンクを設立し、積極的に促進を図っています。

しかし、登録件数に関してのこれまでの実績は空き家5件と、市が現在まで調査できている件数の約2%程度にとどまり、まだまだ少ない状況です。残りの約98%の空き家に対してむつ市空き家・空き地バンク以外でどのような対策、また利活用の方法を考えているのかお伺いします。

以上、3項目7点につきお伺いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○議長(大瀧次男) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、不育症の検査、治療費助成制度の創設についてお答えいたします。不妊不育に関する治療は、心理的、精神的、社会的に負担が大きく、その悩みははかり知れないものと思われまます。市では、不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図り、妊娠、出産を望む方が希望をかなえられるよう支援することは重要なことと考え、現在特定不妊治療費の一部助成を実施しております。不育症の検査、治療も同様に重要なものと認識しております。

一方で、不育症につきましては、ニーズの把握が難しく、医療機関との連携が必要であることから、既に導入している自治体を参考に、来年度開設予定の子育て世代包括支援センターの中で調査研究をしてまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後はホームページや医療機関との連携等により不育症の周知に努めるとともに、相談があった場合には適切な医療機関や相談機関につなげ、むつ市総合経営計画に基づき安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、不妊治療と仕事の両立支援についてお答えいたします。不妊治療と仕事

の両立支援につきましては、平成29年度に厚生労働省において初めての調査が行われたところであり、調査に基づく事業者向けのリーフレットの中で企業の取り組み事例が紹介されております。市といたしましては、市内企業の皆様におかれましても、このようなリーフレットを参考に、不妊治療と仕事の両立ができるようサポートしていただけますことを期待しております。

次に、そのほかのご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、小・中学生の課外活動についてのご質問の1点目、部活動のスポーツ少年団移行後の課題と今後の支援、文化部の存続状況についてお答えいたします。

部活動のスポーツ少年団移行に当たり、今最も課題となっていることは指導者の確保であり、現在移行に向けて準備を進めている学校だけでなく、既に活動している団体でも今後も持続的に運営していくためには、やはり指導者の継続的な確保が重要な課題となります。そのため市では、指導者バンクを設けるとともに、スポーツ少年団の運営や大会の参加に必要な資格を取得するための費用を補助しております。

また、文化部の存続の状況についてであります。平成28年度の段階で文化部があった5校のうち、学校の部活動から地域のクラブに移行したのが2校、部活動として継続しているのが1校、地域の指導者を経て同好会として活動しているのが1校、廃止したのが1校となっております。

なお、ことし6月に「下北Jr. ウインドオーケストラ」が結成され、地域クラブとして活動を

始めたところであり、市といたしましては、活動を主催する下北文化会館に対し、各学校で使用していない楽器を集約し、無償で貸し付けるなどの支援をしているところであります。

次に、ご質問の2点目、中学校の部活動指導員の普及状況と今後の見通しについてお答えいたします。市では、部活動指導員の配置はまだ行っておりませんが、現在県教育委員会がことしの1月に示した部活動指導員設置要綱をもとにむつ市校長会や下北地区中学校体育連盟、下北地区中学校文化連盟、むつ市連合PTAなどで構成する「むつ市中学校部活動連絡協議会」を9月に組織し、制度化に向けての準備を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） コンパクトシティの推進についてのご質問の1点目、地方再生コンパクトシティにおいて実施するハード・ソフト事業についてお答えいたします。

平成30年3月に国土交通省から地方再生コンパクトシティとしてモデル都市の指定を受け、令和2年度を期限に3つのエリアについて都市再生を進めております。

1つ目としては、総合アリーナ整備とした都市再生整備計画事業とPark-PFIによるおおみなと臨海公園でのまちづくりであります。総合アリーナにつきましては、現場において形が具体化し、その完成が期待されております。Park-PFIにつきましては、事業者によるフィットネスジムやカフェの収益施設と公園整備がこれからということもあり、その形がまだ見えない状況であります。完成予想パースについて現在製作しているところであり、でき次第市民の皆様にお披露目することとしております。

2つ目として、金谷公園、むつ総合病院病棟建て替え、キッズパーク等の施設が一体となった都

市再生整備計画の検討を行っているところであり、今年度末にはまちづくり構想を策定することとし、令和2年度では都市再生整備計画案の策定を予定しております。

3つ目として、今年度から都市再生整備計画事業として代官山公園の測量設計に着手し、令和2年度において公園改修とPark-PFI実施により新たな公園へと生まれ変わる予定としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、(仮称)田名部まちなか団地整備事業についてのご質問にお答えいたします。(仮称)田名部まちなか団地につきましては、市内の老朽化市営住宅10団地191戸の集約建て替え事業を田名部駅跡地を活用して官民連携手法により整備を実施するものであります。主な整備内容といたしましては、市営住宅約60戸の整備のほか、民間提案による多世代交流施設や民間の経営ノウハウを取り入れた収益施設の整備を行うことで、市営住宅入居者だけでなく、周辺の市民の皆様にも利活用可能な施設整備を検討しております。これにより、まちなか居住の推進、線路で分断されたまちとまちとの結節点、駅前商店街の活性化に資する取り組みが期待され、田名部エリアにおけるコンパクトシティの推進につながるものと認識しております。

今後の事業スケジュールにつきましては、令和2年度の実施方針公表、事業者選定、事業契約を経て、令和3年度には設計及び建設に着手し、令和5年度の完成、移転入居を目標に計画を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、空き家対策についてお答えいたします。今年度居住誘導区域において空き家のデータについての把握調査を行っているところであります。この調査結果を活用し、A、Bランクの所有者の皆様へ空き家バンクへの登録についてお知らせすることで、利活用に向けた取り

組みを推進することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(大瀧次男) 14番。

○14番(原田敏匡) ご答弁ありがとうございます。

1項目目に関しては、前向きなご答弁いただきました。実際に不妊治療を行った方の声を聞きますと、不育症のことですけれども、妊娠する前に知りたかったという声も実際ございます。いろいろな支援の方法はあると思うのですが、例えば婚姻届を市に提出する際に、そういった不育症のアナウンスだったり、予算も絡みますけれども、不育症の検査を助成してあげられるようなものを渡してあげるとか、もちろん今の現代、家族のあり方とか形、さまざまございますので、難しいところもあると思うのですが、いろいろな形がございまして、ぜひ支援の方法を検討していただければと思います。

また、壇上でも申しましたが、県内の中でも不妊治療に関してはなかなか、医療機関までのアクセスの地域間格差を感じてまいります。その負担から子供を授かることを諦めてしまった方々も少なからずいるのではないかと思います。

むつ総合病院は、下北地域の中核的基幹病院としてぜひとも特定不妊治療が受けられるよう、事務組合の構成団体である市としても、市長のほうもご尽力いただけないかなと。もちろん私も市の議会議員、そして今回下北医療センター議会のほうの議員にも選出されましたので、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

続いて2項目目、小学校の課外活動について再質問いたします。現状把握できました。そこで、スポーツ少年団に関して、今はというか、市民スポーツ課が窓口となって支援を行っておりますが、文化部についてはそういった担当部署は今現在あるのかどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

窓口となるのは教育委員会となっております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 先ほど壇上では指導者の確保がやはり一番の課題であるというお話を伺いましたが、文化部に関して、そういった指導者の登録等、バンクの設立は考えているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

現在文化部活動に係る指導者バンクについてはございません。今後指導者の確保につきましては、来年度に「むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会」を文化活動も加えた形で組織の変更を行いまして、その中で指導者の確保を含めた課題等の対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 先ほど答弁でもありましたが、本年6月、北北Jr. ウインドオーケストラが発足しました。子供たちは、音楽を奏でる喜びを感じながら練習に励んでいます。この活動には、さまざまな企業、そして団体がサポートし、海上自衛隊の大湊音楽隊も協力するなど、地域一体となった取り組みに、お話を聞く分では国のほうも文化部の存続のあり方について、この事例を大変注目しているというお話も伺っております。

私個人の感想として、文化部の部活動から地域活動の移行については、今までにないそういったつながりの可能性があるのではないかと考えています。今まで各小学校の範囲での部活動が地域活動になることで、例えばですけれども、障害を持っている児童、そして生徒の皆様も一緒に参加して活動していくというような新しい取り組みも生まれてくるのではないかと考えています。そういった意味でも、今ある吹奏楽や合唱だけでなく、例えば美術部などの指導者バンクの登録とか受け

皿を用意しておく意味でも、ぜひとも指導者バンクのほうの設立を前向きに検討していただきたいと思います。

次に、スポーツ少年団について、保護者の声を伺うと、実際に自分自身が親として行っている支援、関与についてやりがいを感じる一方で、毎日の送迎、大会参加費、合宿費などの費用部分については負担を感じている親御さんが結構いらっしゃいます。この部分で行政ができる支援と考えると、運営面に関する公的な資金による支援となるのではないかと考えます。

部活動のころから公的な費用支援、これ教育委員会のほうからもないと思うのですが、学校によってはPTAの予算から補助で助けられていた部分は大きいと思います。

むつ市議会第239回定例会で中村議員からも同様の質問があり、そういった部分、公的資金の部分、今後の課題であるというお話がありまして、前向きに検討するという答弁がありましたが、その後行われた支援もしくは現在検討中の支援策等ありましたら、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

市では、スポーツ少年団が円滑に活動を継続していくために、むつ市スポーツ少年団を通じて指導者の登録に必要なスポーツ少年団認定員資格受講料、大会参加に必要なコーチライセンスの取得に係る受講料の全額を助成しておりますし、今年度からは指導者登録料の全額助成を実施するなど、スポーツ少年団活動の支援策を拡充しております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） この点について、最後もう一つだけ。

保護者が部活動時代と比べて大きく費用面で違いを感じるのが、やっぱり県大会等への移動で借

りるバス料金です。これバス料金との制度改正に伴う部分も相まって、負担感を感じている部分もあるのですけれども、例えばむつ市に福祉バスという素晴らしい事業がございます。現在利用できる団体は福祉団体となっておりますが、これスポーツ少年団でも利用することは可能なのでしょうか。また、もし可能であれば、現在運休日が土、日、祝日となっております、スポーツ少年団で使えるとなると大会等と重なるので、この部分、もし使えるのであれば、運休日、検討していただけないかなと思うのですけれども、ご意見お伺いします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

スポーツ少年団につきましては、利用に当たっては可能だというふうには考えております。今後につきましては、その辺のところは検討させていただきたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） ぜひよろしくお願ひいたします。

部活動指導員の普及状況と見通しについて、1点だけ確認します。答弁の内容からすると、今年度中に指針が策定されますけれども、予算も含めて、これ相手方がいることですので、何とも言えないのですけれども、実際配置という体制が整うのは令和3年度からでよろしいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市中学校部活動連絡協議会を9月に組織しておりまして、来年度には制度化をし、再来年度には実施してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） わかりました。教育委員会のほうでも、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

続いて3項目め、コンパクトシティの推進について再質問いたします。先ほど来年度、そして今動いている状況のご説明いただきましたけれども、令和3年度以降どういった動き、まだ来年度も終わっていないのですけれども、令和3年度以降の動き、どのように計画しているのか、1点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

令和3年度以降についてですが、田名部まちなか地区都市再生整備計画を延長し、田名部まちづくり株式会社の事業と連携し、まちづくりを推進することとなります。また、金谷地区については、むつ総合病院病棟建て替えとあわせて金谷地区都市再生整備計画により事業を進めることとしております。いずれもスケジュールについては調整すべき事項があり、現在お示しできない状況でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 続いて、(1)、(2)に共通する部分ですけれども、PFI事業における最も重要な概念の一つであるVFM、バリュー・フォー・マネーについて再質問いたします。これは、従来の方式と比べ、PFIのほうが総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合ですが、VFM算定はPFI導入の可能性の検討段階で計算するシミュレーションのVFM、そして落札者が決まってから計算する実際のVFMの2種類があるとされています。地方再生コンパクトシティ、そして（仮称）田名部まちなか団地整備事業ともPFIで実施する事業がございますが、まず今の現段階でシミュレーションのVFMの算定結果がどのようになっているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

市営住宅と民間収益施設を別々の建物または一

緒の建物で整備した場合でも、3%から4%のVFMを確保しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 田名部まちなか団地以外はございませんでしょうか。地方再生コンパクトシティの部分でもPFI導入されると思うのですが、ありましたらお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

その他の部分についてのPFIというのは、本来我々がつくろうと思っていたものを民間にやらせようということではなくて、そもそも民間の提案によって公共の敷地の中につくるというものですので、バリュー・フォー・マネーというものを正確に算出しているということではなくて、民間の力でそのエリアを活性化するというPFIプロジェクトですので、その性質の違いはご理解をいただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 了解いたしました。先ほど壇上でも申しましたが、市民の皆様も、私も含めてなかなか見えにくい部分がございます。ぜひとも段階段階で、今現在も行ってありますが、そういった目に見える化、市民の皆様に提示していただいて、コンパクトシティ、これ市民の皆様の協力が必要不可欠でございますので、積極的にそういった情報提供、引き続き行っていただきたいと思っております。

続いて、空き家対策について再質問いたします。

A、Bランクについての利活用については答弁いただきましたが、C、Dランクについてどのように対策していくのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 特に危険度の高いC、Dクラスの空き家につきましては、むつ市特定空家

等判定委員会に諮りまして、特定空家と判定された場合には助言、指導等の手続に進んでいくというふうになります。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 助言、指導、そして勧告、命令、いろんな手順があります。その一番最後と申しますか、の部分では行政代執行となると思うのですが、この代執行までの手順、これケースによって異なると思いますが、手順と、あとおおむねのかかる時間、期間をお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

代執行までの流れについてであります。危険な空き家の情報が寄せられますと、まずは現場の確認、それから所有者等の調査を行います。その後むつ市特定空家等判定委員会において特定空家と判断された場合には、先ほど申し上げましたように、助言、指導、そして勧告、命令の手順を経まして、行政代執行に至るというふうになります。

なお、むつ市空家等対策計画では、最初の助言、指導から行政代執行までの期間を、ケースによっては変わってはきますが、おおむね18カ月程度というふうに見込んでおります。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） そこで、行政代執行にかかわる予算の考え方なのですが、例えば当初予算でおおむね何件分というような持ち方をするのか、また物件によっては緊急を要する場合も考えられますが、この行政代執行にかかわる予算をどのように持っていくのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

行政代執行を行うための予算についてということですが、特定空家等の規模、それから措置の内容等によって、それぞれのケースで手続に要する期間が変わってくるということもございま

すので、当初予算には計上せずに、行政代執行を決定した時点で、その都度補正予算等に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） わかりました。現在までも助言、指導、勧告等を依頼する文書を市のほうから所有者の方に発送していると思うのですが、現在までのそういった発送した件数と所有者からの実際の反応についてどのようになっているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

所有者等に対して対応を依頼する文書の発送についてでございますが、平成27年度から令和元年11月30日現在までの過去5年間において、所有者等に対しまして、適正管理等の対応を依頼した件数は134件というふうになってございます。そのうち、所有者等から連絡があり、その後解体等の措置がなされた件数は14件、連絡はありましたものの、その後措置がなされなかった件数は27件、連絡はなかったものの、解体等の措置がなされていた件数は6件、連絡が全くなかった件数というのは87件というふうになってございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 依頼に対して全く連絡がなかったのが半分以上あるということですが、今後いかにこういった方々と話し合いの場を設けていくかが課題ではないかなと考えるのですが、その辺に対して今後どのような対応、新たな対応等あるようでしたらお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

これまでは所有者等に対する対応を依頼する文書を発送する際、市担当課への連絡を求めておりましたが、今後におきましても粘り強く折衝を重ねてまいりたいというふうに考えております。

す。現在協定を結んでおります一般社団法人空家空地バンクむつにつきましても、それぞれケースによってはご相談させていただきながら、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 空き家対策、これ所有者もございまして、一番空き家対策の部分で、一番ではないのですが、相続の関係が結構こういった空き家、空き地を生む大きな要因の一つとされています。先ほど答弁ありました。ぜひとも粘り強く交渉していただいて、また民間の組織と連携しながら空き家対策を推進して行って、少しでも多く解決していくことを願いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の一般質問ですが、その前に私から一言申し上げておきます。

工藤祥子議員が事前に通告している質問事項1、JR東日本大湊線のサービスについては、会議規則第63条第1項に規定される一般質問の対象となる市の一般事務に対する質問内容であるかどうか判断する必要があると考えております。質問内容が市の一般事務に対するものではないと判断される場合は、会議規則第63条第1項の規定により、質問として許可しないこととなりますので、

あらかじめ申し上げておきます。

それでは、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 日本共産党、工藤祥子です。むつ市議会第242回定例会に当たり一般質問を行います。

第1の質問は、JR東日本大湊線のサービスについてです。9月に友人から大湊線上り列車の時刻について聞かれ、電話で問い合わせても通じることがなく不便な思いを経験し、今日の置かれている状況を知りました。後日私の手帳に控えていたJR大湊駅と下北駅に問い合わせの電話をして驚きました。大湊駅は、「おかけになった電話は、現在使われていません」、下北駅は、「こちらはJR東日本下北駅です。大変恐れ入りますが、今後のお問い合わせは弊社お問い合わせセンターのご利用をお願いいたします。お問い合わせ番号は、次のとおりです」との録音の流れ、用件ごとに番号を知らせていました。何回かけても、「組み合わせていますので、おかけ直してください」との録音で、結局知人が車で駅に聞きに行きました。後ほど下北駅に行ってみたところ、窓口の横に「お問い合わせセンター」と書いてある小さな紙が多数立ててありました。大湊駅は、1年ぐらい前から電話がなくなったようです。

今回の議会開会日に交通問題対策に関する経過報告の1、JR東日本大湊線についての報告書が渡されました。ことし8月から10月までの規制日数5日、運休本数37本と書いてありました。月平均12本の運休でした。これからの冬期間は強風、大雪等で運休がふえることも考えられ、問い合わせが殺到してつながらない心配があります。高校の通学生も利用しています。車社会の中、ちなみにここ10年、1日平均利用者は下北駅382人、大湊駅350人と減ってきていますが、地域にとって

大湊線は大事な足です。地域住民への利便性、サービス向上は言うまでもなく、観光客への対応としても大事で、改善が求められると思います。市としても、少しでも改善していただきますようJR東日本に伝えていただきたく質問いたしました。

第2の質問は、生活保護行政についてです……

○議長(大瀧次男) 工藤祥子議員、ちょっと発言をとめてください。

ここで市長に確認します。質問事項1について、答弁はできるでしょうか。

(「いや、一企業の内容のことで  
すので、いたしかねます」の  
声あり)

○議長(大瀧次男) 工藤祥子議員に申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、一般質問については、会議規則第63条第1項の規定により、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるとなっております。ただいま質問事項1の内容については、市の一般事務に対するものであるとは認められませんので、質問として許可することはできません。

この件については、ここで私から若干の補足説明を加えたいと思います。

まず、市内の各駅に運行状況を確認することができる電話を設置するかどうかは、第1に運行責任を負っている民間鉄道事業者が検討し、決定すべきものであります。こういった民間事業者の特定の企業活動に対し、市民の安全や財産の保全に密接にかかわる場合等を除き、むつ市には積極的に介入する権利や特定の企業活動を行うよう要請する義務はないと考えます。

なお、市の行う事務については、むつ市行政組織規則に各課の分掌事務が規定されており、公共交通に関する事項としては、企画調整課の箇所にある(4)、総合交通政策に関することという項

目が挙げられています。民間事業者が市内の各駅に電話を置くことを市が要請することが、この総合交通政策に関する事柄という事項に含まれているとは考えられません。

今回のこの質問事項については、11月28日に開催した議会運営委員会でも協議された経緯となっていますが、その時点では質問の仕方によっては市が答弁すべき質問となる可能性があったことから、この質問をすることを議長として認めたわけですが、先ほどの発言内容を聞くと、市の一般事務に対する質問であるとは考えがたいものであります。

しかしながら、この質問内容の件につきましては、この民間事業者の営業エリアを考慮すると、むつ下北に限定されるものではなく、国内の広い範囲に影響があり、また民間事業者の問い合わせへの対応の手法の変化について、時間的な経過もあることから、今後の十分な調査や研究により誰もが総合交通政策に深く関係していると理解できる質問へと発展させる可能性はあると思います。

先ほどの質問内容では、現時点では市の一般事務に関係しているとは判断できませんので、質問としては認められませんが、議会での議論がわかりやすいものとなることに十分ご留意することを願ひ、今度の捲土重来を期待いたします。

きょうは、質問事項第2及び第3について質問を進めてください。どうぞ。

○2番(工藤祥子) 市当局の考えはわかりました。しかし、地域住民に影響を及ぼすこのような問題、このような措置でいいのか、私は市民の皆さんの判断を仰ぎたいと思います。

○議長(大瀧次男) 工藤祥子議員、市の一般事務でない質問、会議規則第63条第1項により発言を許可することができません。発言内容については、再度警告いたします。

(「議長、暫時休憩をお願いします

す」の声あり)

○議長(大瀧次男) 暫時休憩ではないですよ。

(「動議でねばだめだ」の声あり)

○議長(大瀧次男) 発言内容について、再度警告いたします。質問事項2及び3について質問を行ってください。

○2番(工藤祥子) はい。

それでは、第2の質問は生活保護行政についてです。厚生労働省は、ことし2月に2017年度の生活保護利用世帯数が前年度比0.2%増の164万854世帯となり、過去最多を更新したと発表しました。25年連続の増で、65歳以上の高齢者の増加が背景にあるとしています。青森県の全人口に対する利用率は2.3%、むつ市は3.1%と県内10市の中で一番高くなっています。そのうち65歳以上の高齢者世帯の利用率は57.9%、むつ市も全国同様に高くなっています。

政府は、2004年から3度にわたる生活保護費の引き下げを強行しましたが、この生活保護基準引き下げに対し、29都道府県、1,000人を超える原告が裁判を戦っています。青森県でも4人の原告を支援する会が年金者組合、労働組合等の団体、手弁当の弁護士、個人の参加で結成されています。生活保護基準は、最低賃金、年金、住民税非課税基準、各種の減免基準等に影響を与えるものだからです。

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障を具体化したものであるにもかかわらず、利用者はスティグマ、世間から押しつけられた恥や負い目の刻印に苦しんでいます。特に日本では顕著で、利用すべき人が我慢して受けていない、申請しにくい、そのために各国に比べ捕捉率2割という異常な低さです。だからこそ民生委員もそうですが、ケースワーカーの役割が大事です。

悪い事例として、小田原市で発覚したジャンパー事件、多くの抗議が寄せられ、改善のための検

討会を立ち上げ、保護利用者に寄り添う行政へ、また保護のしおりの見直し等を進めてきています。

そこで、質問の1つ、ケースワーカーの体制は十分なのか。2つ目として、「生活保護のしおり」は利用者に寄り添うものになっているのかお聞きいたします。一例として、青森市、弘前市は憲法第25条の全文が書き込まれています。

第3の質問として、新核燃税案とリサイクル燃料貯蔵施設についてです。全国54基の原発が稼働していた平成17年、2005年に「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」を4者、三村県知事、杉山むつ市長、東京電力株式会社社長、日本原子力発電株式会社で締結してから14年経た今日、原発、核燃をめぐる情勢は国内的にも国際的にも大きな変化が起きています。

昨年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画は、使用済核燃料は全量再処理方針すること、つまり核燃サイクルを続けること、この中で取り出したプルトニウムとウランを混合したMOX燃料を原発で燃やすプルサーマルを推進することなど、情勢の変化を見ない旧態依然の計画を掲げています。しかし、日本政府として初めてプルトニウムの保有量の削減に取り組むと明記されました。

日本は、現在約46トンのプルトニウムを保有しています。この量は、6,000発の核弾道に転用できるため、核不拡散条約のもとでは非核保有国による再処理は許されていません。唯一例外が日本です。日米原子力協定を結ぶ日本は、世界の批判を受けながらも、例外的に認められてきました。それが削減方向にかじを切り、プルトニウム保有量の削減に取り組むという方向を出したわけです。仮に六ヶ所再処理工場が動けば、年間約4トンから8トンのプルトニウムが取り出されますので、それに制限がかかることになります。

現在稼働している原発は9基のみ、東京電力福島第一原子力発電所の事故以後、24基が廃炉となっています。使用済核燃料を再処理する六ヶ所再処理工場は、24回も延期され、2021年度稼働も不透明です。何よりも仮に動いても、出てくるプルトニウム消費の本命であった高速増殖炉「もんじゅ」が事故を起こし、2016年廃炉となりました。世界で唯一再処理工場が稼働しているフランスですが、5年連続赤字で、ビジネスとして成り立っていません。高速増殖炉の後継炉としての高速炉開発に取り組むフランスに協力してきた日本ですが、フランスはことし8月末に中断すると報道しました。もはやサイクルはできなくなっています。再処理路線が国内外とも破綻し、国際的に再生エネルギーへと動き始めています。

このような原発、核燃が八方塞がりという大きな情勢の変化の中、むつ市の新税プロジェクト案が進められています。市民から新聞報道の内容を聞かれ、議会への説明、議論は全くないとの答えに驚きの声が出ています。

第3の質問項目1、むつ市新税検討プロジェクト会議の進め方について。

2として、新聞報道で「貯蔵期限50年を超えた場合は税率を上げ、燃料の搬出を促す」と書いてあります。「50年以上」も議論しているのか。

3、核燃料サイクル事業の破綻でむつ中間貯蔵施設への搬入は緊急性があるのか。

4、原発の交付金に頼る行政を今後も続けていくのか。

以上が壇上からの質問です。わかりやすい丁寧な答弁をお願いし、終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、それぞれ担

当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 生活保護行政についてのご質問の1点目、ケースワーカーの体制と対応についてお答えいたします。

ケースワーカーは現在16名配置されておりますが、これは社会福祉法に規定する標準を満たしております。

また、社会福祉主事の任用資格のない者がケースワーカーとして配置された場合は、初年度に通信教育により任用資格を取得させており、年度内には全員が社会福祉主事として任用されることとなります。

被保護者の皆様には、保護開始時に生活保護法の権利と義務について説明をし、日常の訪問調査時等においても、生活状況の確認等を行いながら制度についての説明を行い、保護費等に変更があった場合には、その都度通知をしております。

しかしながら、被保護者の中には高齢の方や障害のある方もおられますことから、わかりやすい説明に心がけ、誤解の生じることのないよう指導しているところであります。

次に、ご質問の2点目、「生活保護のしおり」についてお答えいたします。「生活保護のしおり」は、相談者用と被保護者用の2種類を用意しております。被保護者用は実際に生活保護を受給する方を想定した、より詳しい内容となっており、双方ともに読みやすいように大きな文字で表記をし、漢字には振り仮名をつけております。また、相談に当たっては必要に応じて被保護者用の内容についても説明をしております。

保護のしおりは、これまで何度か改訂を行っておりますが、現在のものは毎年行われる県の指導監査においても特に指摘は受けておりませんので、必要な事柄は記載されているものと考えております。

今後につきましては、生活保護の基準や取り扱い等に変更があった場合に、他の自治体のものを参考にしながら改訂について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 新核燃税案とリサイクル燃料貯蔵施設についてのご質問の1点目、むつ市新税検討プロジェクトチーム会議の進め方について及び3点目、核燃料サイクル事業の破綻で中間貯蔵施設への搬入は緊急性があるのかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

市では、本年8月にむつ市新税検討プロジェクトチームを立ち上げ、操業開始予定の使用済燃料中間貯蔵施設へ搬入される予定の使用済燃料に対し、法定外新税の課税について検討を開始しております。

プロジェクトチームの体制は、企画政策部長をプロジェクトリーダーとし、総務部、企画政策部、財務部の職員12名で構成されております。

会議の開催につきましては、毎月1回とし、これを報道機関に公開し、検討プロセスを明らかにすることで市民の皆様への公正性、透明性が担保されるものと考えております。

また、検討の過程においては、市内の教育、経済、産業などに関連する27の市民団体を選定し、新税の用途に関する意向調査を実施したほか、有識者からの意見聴取を実施するなど多くの意見を取り入れていく方針としております。

今後は、有識者である東京大学公共政策大学院客員教授増田寛也氏から、市民一人一人が深く考えていく参加プロセスを経ることが重要とのご見解をいただいていることを踏まえ、新税の用途に関する議論を通じて市民の皆様にも夢や希望を語っていただく場として、仮称となりますが、「希望のまちづくり市民会議」を立ち上げ、そこでの議

論の内容を取り入れて進めてまいりたいと考えております。

なお、新税創設には根拠となる条例制定が必要であり、議会における議論を経て御議決を賜った後、条例が制定されるものでありますが、使用済燃料中間貯蔵施設の操業開始予定時期が2021年度となっておりますことに鑑み、それに合わせた条例制定に向けて現在検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、「貯蔵期限50年を超えた場合は税率を上げ、燃料の搬出を促す」との報道は「50年以上」も議論しているかについては、現在そのような議論は行っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 新核燃税案とリサイクル燃料貯蔵施設についてのご質問の4点目、原発の交付金に頼る行政を今後も続けていくのかについてお答えいたします。

本年8月に策定いたしました「むつ市財政中期見通し2019」でお示ししておりますように、現状では電源立地地域対策交付金のほとんどを財源対策のために乳幼児医療費給付事業、妊婦健診事業、健康推進事業、予防接種助成事業及び学校給食環境整備事業など、市民の皆様の安全安心、暮らしの向上に資する経常的な経費に充当しておりますが、それでもなお当市の財政運営は厳しさを増していくものと推測しております。これは、むつ市の財政が恒常的に財源不足にあることに加え、普通交付税や電源立地地域対策交付金等の歳入が今後低減していくこと、また少子高齢化に伴う社会保障費の増大が大きく影響していることが要因となっております。

むつ市の積年の課題は財政の健全化であり、この達成により多様化、複雑化する市民の皆様のご要望に答えていくことを可能とし、さらにむつ市

発展のための各種施策を行うことができるものと考えております。そのためには、新たな財源の確保の1つとして課税自主権の行使となります新税創設が大きな可能性を秘めているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、最初から順番に沿って再質問させていただきます。

ケースワーカーの体制は、社会福祉法第16条に沿えば、今のところ満たしているという、そういう答弁でした。2000年度から実施された地方分権の際、標準数の目安として国の規制が緩くなっていますので、80世帯に対して1人という今推定で全国の地方自治のほうでは頑張っているということですが、その中では不足している自治体もあるのですが、むつ市は今満たしている、このような答弁でした。80世帯の方を1人のケースワーカーがさまざまな心配事に寄り添って対応していくというのは、本当に大変な仕事だと思っております。

量的には、まず満たしている、今の規則の中では満たしていると言いますが、質的にはどうなのでしょう。経験の浅いケースワーカーの方がたくさんいるという全国の話は聞いていますが、むつ市でも社会福祉主事の資格を持っていない方がいるという話も聞いていますが、その方に対する対処ということで先ほどちょっと答弁がありましたが、もっと詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

先ほど答弁している分と重複になりますが、配属後1年間は通信教育等で社会福祉主事の任用資格を取得していただくというふうな対応をとっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） ケースワーカーというのは本

当に専門性が必要とされている仕事だと思うのですが、3年ぐらいで人事異動ということで、せっかく経験を積んだ方が配置がえになるという状況が起きているのではないかなと思いますが、3年ぐらいの配置がえがなされているということなのでしょう。

また、非正規の方は含まれているのでしょうか、いないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 非正規につきましては、含まれておりません。

異動のサイクルにつきましては、人事の異動のサイクルによりますが、おおむね3年から5年という形になっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私いろんな方からちょっとお話を聞くことがあるのですけれども、本当にケースワーカーの中でも親切なワーカーとそうでないワーカーがいる、そういうふうな話を聞いたりしているのです。入院したときに家賃が出なかったとか、入院した次の月に生活保護費が少ししか出なかったとかということで不安の声を聞いて、そして私が窓口でお話を聞いて、そして相談の方に返したということもありました。いずれも……

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、市民に誤解を与えるような発言、風評などによる根拠のない発言は十分気をつけて……

○2番（工藤祥子） 風評ではありません、実際に私が聞いている話です。

○議長（大瀧次男） そうなのには十分気をつけて発言するようにお願いします。

○2番（工藤祥子） はい。

そして、その結果、いずれも生活保護はちゃんと出ていますけれども、このときにきちんと家賃は出ますよ、少しおくれますけれども、きちんと

お金が出ますよと、そういう説明が足りないのではないかなというふうなことを感じることがあります。

それからまた、病院にかかり過ぎると言われて、病院への移送費を請求しなかった、そういうふうな話も聞いていますので、本当に生活保護利用者に添った、そういう対応をもっともっていただきたいと思います。

だから、この制度がまだまだ周知されていない、説明が足りていないというふうなことだけを今回要望として述べさせていただきます。

そして、「生活保護のしおり」についてですけども、必要なことは書かれている。確かに必要最低限のことは書かれているかもしれません。むつ市の「生活保護のしおり」は、窓口においてあります。でも薄っぺらいのですね。そして、青森市と弘前市のものをとってみましたら、本当に親切に中身が丁寧に書いてありました。そして、生活保護について、すぐ日本国憲法第25条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、青森市と弘前市は、こういうことがはっきりと書かれています。

むつ市の場合は、権利という表現は1回入っていますけれども、権利の部分が少なく、義務がすごく多いということで、このむつ市の「生活保護のしおり」を読んで本当に身が縮まったという、そういう感想も私は聞いています。そういうことで、もう少ししっかりと憲法第25条をきちんと書き入れるとか、丁寧なしおりにしていただきたいな、改善していただきたいなということを要望いたします。

でも、むつ市の場合は2種類あるということで、生活保護を受けた方には、また新たに説明書があ

るということも今聞きましたが、でも全国的には窓口の「生活保護のしおり」を見て、「もう申請をやめた」、そのような声も聞いていますので、青森市と弘前市のような丁寧な中身の書いてあるしおりへの改善を求めていきたいと思います。

1つは、今のように憲法第25条と、もう一つ臨時的な費用が必要になった場合とか、その他の一時扶助、このことについても「生活保護のしおり」の中に、むつ市のしおりの中にしっかり書いていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 答えいたします。

保護のしおりを用いて相談等に当たる際には、しおりの内容だけではなく、しおりの内容に含めて口頭でも説明等を加えながら、理解に努めているところであります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 口頭で説明しているということでしたけれども、口頭だけではなかなか知っていただけない部分があります。例えば私お話を聞いたところでは、引っ越し代ということで相談されたのですが、それを市のほうに聞いてみますと、引っ越し代も出るというふうな話、また電化製品が壊れた場合は幾らか出る、そういう一時扶助という制度があるのです。そのことも今制度を受けている方は、本当に知らない。もう少し丁寧な説明を、説明というより、「生活保護のしおり」の中できちんと書いていただきたいと思うのですが、再度……

（「書いている」の声あり）

○2番（工藤祥子） だから、受けている方ですね。受けている方には、そうですね、窓口においてあるしおりにきちんと書いていただきたい。

（「書いてある」の声あり）

○2番（工藤祥子） いえいえ、そこまでは詳しく書いていません。

ついこの間の経験では、緊急な資金をどうしても借りなければ、今本当に生活が大変だという方と一緒に、生活保護を受けている方と一緒に社会福祉協議会に行ってきたのですが、生活保護を受けている方には、もう緊急な資金は貸せないということになっているということも確認しました。そうした場合、本当に布団も買いかえたい、そしてストーブも壊れたから何とかかえたい、今の生活保護の金額の中では出てきません。そして、社会福祉協議会もこのような形で緊急資金、貸していません。そういう中で、しっかりと一時扶助があるのですよという、丁寧な説明ばかりではなく、しおりの中にはっきりと書いていただきたい。そのことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 答えいたします。

しおり、今私の手元にあって、これ見ているのですが、今言ったような話、例えば病気やけがの治療に必要な費用ですとか、例えば困ったことが起きたり生活の状況が変わったときですとか、あるいは土地、家屋などの財産を処分するときなどというのは、これはご相談をいただければ何らかの対応をするということが、これ明確に規定をされてございます。したがって、こうしたしおりを丁寧にやはり説明をさせていただくことで、なお一層寄り添った形での行政が展開できるのかなというふうに思っています。

憲法第25条を書き込むということについては、これは今現在のしおりをつくり直すということではなくて、今後新しいしおりをつくる際には、検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 憲法第25条を書き込むということについては、それでは新しいしおりをつくる

ときに考慮するという期待しております。

それでも、本当に日本は生活保護を受けたくてもなかなか、恥だという、そういうふうな風潮が根づいていますので、受けることの壁が高い、その壁を越えることが大変で、私なんか、もう本当に死にたいという思いの方とお話をして、一緒に行って生活保護を申請したという、そういう経験も何回かあります。ですから、しっかりとしおりの中に、社会保障の最後のセーフティーネットとして国ではこういう制度があるのですよということを書き込んだ、そういうふうな親切な「生活保護のしおり」、そしてケースワーカーが訪ねたときは、「困ったことはないですか」、そういうふうな問いかけをする、そういう寄り添った生活保護行政をやっていただきたい。このことを要望しまして、次に移りたいと思っています。

新核燃税案とリサイクル燃料貯蔵施設についてですけれども、むつ市の新税検討プロジェクトチーム会議の進め方について答弁がありましたけれども、多くの方は新聞報道が、あれがもう決定されたことだという、そういう受けとめ方をしている方が本当に多いのです。そういうことで私は、マスコミ以外の傍聴を許さないで、非公開の会議という進め方でいいのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

プレスを通じて公表している、公開しているというプロセスでやらせていただいておりますし、議事録については、これは詳細をオープンにしてございますので、非公開でやっている会議ではないということをご認識をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） マスコミで公表すると、どんどんひとり歩きをして、もう決まったかのような、

そういう理解をしている方が本当に多いのではないかと思います。

（「捉え方の問題」の声あり）

○2番（工藤祥子） はい。

それから、もう一つ、議事録を公表しているということですが、それはいつからでしょうか。ホームページに公表したのはいつからでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 準備ができ次第公表させていただきますので、11月中には公表させていただきますと認識しております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） この新税検討プロジェクトチーム会議の内容は、私たち議員も新聞報道でしかわからなかったわけです。私も個人として資料をもらいに行って新税検討プロジェクトチーム会議の議事次第と資料は手に入れることができました。そして、議事録については情報公開制度を求めて、12月4日にできるというところで私いただきに行きましたけれども、ホームページに公開しているということで、第4回だけはもらうことができませんでした。ですから、もう少し議員に対してもきちんとそれなりの資料を渡す等のことをしていただきたいかと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほどちょっとホームページ先月中と言いましたが、12月4日にホームページに掲載させていただいております。

議会との関係ということですが、これはどっちかという、今はまだ内部で我々検討している段階でありまして、これを議会との関係で提示するのは、ある意味それが私どもの成案として、条例案として提出させていただく場合に正式に議会にはお諮りをするということになろうかと思

ます。

一方で、この政策の途中で議会がどのようにかわっていくかという問題については、これは私自身としては議会側の問題であって、我々はどちらかという、このような形で毎回毎回オープンにさせていただく中で議論させていただいているので、毎回皆さんにも審議をいただきたいというふうに考えておりますが、その受け皿として皆さんのほうがまだそういうことがないようでございますので、こうした一般質問などの形を通じてしか申し上げられないというのが現状でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 今市長から12月4日にホームページに公表したとありましたけれども、私が情報公開条例で、それを使って議事録の情報を得たい、その私に対する議事録を受け渡す日が12月4日でした。そうすると、もっともっと早く情報を公開してほしい。初めから議事録を情報公開する方針はなかったのではないかと、そういう気がいたしますが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） それは、第1回目からの議事録の詳細を確認していただきたいと思いますが、私たしか冒頭の、これちょっと確認してほしいのですが、冒頭の第1回の会議の中で、この会議自体をオープンにしてやると、そのことで公平性ですとか中立性ですとか、そういうことを担保してやるというふうな発言をしております。そこは、そのオープンにしてやるという意味は、議事録そのものを公開することを前提にやっているということでありまして、まして報道各社が入る中で冒頭オープンということではなくて、終始オープンにして会議を開催してございますので、何か議事録をあえて要求があったから公開したとか、そういう批判には当たらないと考えてご

ざいます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） いずれにしても、マスコミの方が初めから終わりまで参加して、そしてマスコミ報道する。マスコミの大きさを考えると、これでいいのかという疑問は私残りますけれども、また次の質問に行きたいと思えます。

貯蔵期限50年を超えた場合は税率を上げ、燃料の搬出を促すとの報道、これを見て驚いている方もたくさんいらっしゃると思います。しかし、先ほどの答弁では、このようなことは議論していない。私も今議事録を見て、そのことはわかりました。議事録の中で、柏崎市で検討中の累進課税、このことについて質疑があったときに、確かに否定はしていました。累進課税については、50年後も貯蔵することが前提となることからどうかと思うということで、確かに当局のある方は否定しています。期間内における累進課税については、検討項目としてはよいのではないかと、このような議事録がありますので、これは議論していないということはわかりましたけれども、このような誤解を与えるような報道に対して市としてアクションを起こしたのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） オープンになっていないというふうな先ほどの論点があって、今はオープンになっていると言って安心しているというこの発言が、すごく私は矛盾しているように感じるのですが、いずれにしても議論していないことは議事録を見れば明らかなのであって、それは今工藤議員もおっしゃっていただいたとおりですので、特にこのことについて何かアクションを起こす必要はないと私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） ただ私は、50年後のことについても累進課税等で議論していると、そういう誤

解を与えたということは本当に大きい問題だと思いますので、取り上げてみました。

(「いや、なかった」の声あり)

○2番(工藤祥子) 私も、だから議事録をとって、そのこともわかって安心したのですけれども、そういう誤解を持っている方がまだいるのではないかなということも私は想像されます。

そして、前の横垣議員が質問していますけれども、50年後の搬出ということでもう一回確認したいと思います。再処理するまでの一時貯蔵がRFSの役割ですけれども、六ヶ所再処理工場が操業していないときはどこに搬出するのか。横垣議員も何回も質問していると思いますが、改めて一言お願いいたします。

○議長(大瀧次男) 企画政策部長。

○企画政策部長(吉田和久) お答えいたします。

搬出につきましては、搬入した事業者が考えるべきと考えております。

以上です。

○議長(大瀧次男) 2番。

○2番(工藤祥子) 搬出先については事業者が考えるということで、そういう答弁でしたけれども、少し無責任ではないかなと思っています。原発政策の中で、その一部分を担うRFSの役割、私はもっと原発政策全体の中できちんと考えてむつ市も対応すべきではないかということで、この答弁に対してはちょっと無責任ではないかと思いますが、次に進みたいと思います。

核燃サイクル事業の破綻で中間貯蔵施設への搬入は新税をつくる緊急性があるのかということへの私の再質問です。協定書を結んでいるのは、東京電力と日本原子力発電、事業者としてはこの2社です。しかし、現状を見ますと、今稼働している原発は9基のみです。そして、事故を起こした東京電力10基、これ最近10基全部廃炉ということが決定されました。そして、柏崎刈羽原子力発電

所も今は全く動いていません。運転中止、そして審査中も含めて全く動いていません。そして、日本原子力発電ですけれども、東海発電所、これも1基が廃炉、1基も今停止中、敦賀発電所も1基が廃炉、そして今審査中ということで、本当に全て協定を結んだ東京電力、日本原子力発電とも動いていないというのが今の現状なのです。協定書にある事業者所有の原発は動いていない、このような現状の中で、今搬入を考えて新税をつくる緊急性があるのかということで私は質問いたしました。

(「議長、所管外」の声あり)

○2番(工藤祥子) これは、きちんと質問通告していますので、どうでしょうか。

○議長(大瀧次男) どうぞ。

市長。

○市長(宮下宗一郎) 先ほどの部長の答弁にも少し補足をさせていただくのですが、搬出ということに関しては、国において閣議決定であるエネルギー基本計画の中で全量再処理という方針が示されています。そうした中においては、国がしっかりと我々のその搬出先というものについても、これは検討する必要があると思いますし、そのことをもって我々は50年という約束の中で受け入れるという判断を立地協定の際にさせていただいたという重い歴史がございます。これは、当然議会にもかけられていて、議会の意思としても受け入れを認めたということだと思っています。

今現状、このリサイクル燃料貯蔵施設に対する搬入というものを急ぐ必要があるのかということですが、これは急ぐ、急がないということではなくて、2021年にこの施設の操業開始が見込まれているという中であって、使用済燃料は現時点でも各原子力発電所に存在するということだと思っています。そうした使用済燃料の保管先、リサイクルをするということを前提とする保管先として

我々の中間貯蔵施設があるわけでありますので、この時期にふさわしい形で我々が新税を検討し始めているということでご認識をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） ともかくこのむつ市の施設は、再処理工場が動くということが前提でつくられた施設です。しかし、今再処理工場の稼働というのは本当に不透明にあります。世界を見ても、動いているのはフランスだけ。そして、再処理してプルトニウムが出されますけれども、そのプルトニウムの使用先が本当でない。そういう現状の中で、こういうサイクル路線が今行き詰まっている中で、この使用済み核燃料を受け入れて大丈夫なのか、この疑問は皆さん持っていると思います。ですから、最低妥協したとしても、再処理工場がしっかりと動いた段階でもいいし、そして最終処分場、これが操業されてから、先が見込まれてからでも搬入していいのではないかと、このような思いがいたしますが、急ぐ必要があるのでしょうか。今原発政策が不透明な状況、岐路に立たされている中で、こうして新税検討ということは余りにも無謀ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

急ぐ、急がないという議論ではなくて、繰り返しになりますが、国の政策として核燃料サイクル事業というものを推進するという中で、青森県と、それから私たちむつ市はこれに協力する立場で応じてきたという歴史がございます。繰り返しになりますが、そのことは議会でもご議決いただいたということは事実として残っている。

そうした中で、済みません、先ほど2021年と言いましたけれども、2021年度に操業が開始されるという予定になっている中間貯蔵施設が見込まれているわけですから、それに合わせて我々市民が

ひとしく豊かになるような政策として新税という形で提案をさせていただいているということをご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 国策として行われているその事業にむつ市は協力するという立場で参加しているということだと思います、市長の答弁は。原発を動かしたとしても、今再処理工場がなかなか動かない、これは国際的に見ても本当に困難な状況が広がって、このサイクル路線を中止するべきかどうかというふうな課題も出ている。国際的にも、国内的にもそうです。そして、仮に再処理工場が動いても、出てくるプルトニウムを使う当てがない。どちらに進んでも八方塞がり、こういう中だということだけは皆さんに強く訴えたいと思います。

そして、時間もだんだんなくなりましたので、最後に原発の交付金に頼る行政を今後も続けていくのかということでの再質問を……

（「それっきゃだめだで」の声あり）

○2番（工藤祥子） はい、私も原発だけではなく、それに関連する新税も含めて原発のお金に頼る行政を今後も続けていくのかどうかということです。

今全国的に言われていますけれども、原発のお金が入る自治体は、それに依存する体質が生まれてくる、このような批判がありますけれども、それに対してはきちんと市長、そうではないと、そういう思いはありますか。答弁お願いします。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、新税とか交付金とかいろいろまぎって、通告した事項とちよつとごっちゃになっていますけれども、市長、どうぞ。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

依存するかとよく言われるような、そういう論点ではあると思います。ただ、先ほど部長から答

弁がありましたとおり、現状でこの電源立地地域対策交付金、これ乳幼児医療費給付事業、それから妊婦健診事業、健康推進事業、それから予防接種助成事業、学校給食環境整備事業というような市民生活と切っても切り離せないような重要な事業の財源として充当されているのが現実でございます。

これからこうした交付金、さらには新税ということで、今まで大変我々厳しい思いをしてきたと。議会の皆様からの提案もなかなかその場で、あるいは何年か置いても実現することができなかった市民の皆様からの要望も、もしかしたら新税ができればかなうかもしれないと。そういう環境にむつ市が置かれることになる。

ただ、こうした財源に永久的に依存というか、依存という言葉がふさわしいのかどうかわかりませんが、していくべきかといえばそうではないと、私はそのように考えています。と申しますのも、この中間貯蔵の施設は搬入されてから50年という期限が決められた施設です。そして、原子力発電所も今や40年で廃炉ということで国のほうで方針が定められています。私たちは、この50年あるいは40年の中にこうした財源を活用しながら、次世代に向けた子供たちの育成や、あるいは産業構造を大きく転換して、こうした産業、あるいはその次の産業の中で私たちが持続可能にこのむつ市で暮らしていくための施策を展開しなければいけないと。

ただ、現実には今の時点でこうした交付金や新税なくして市民生活が豊かになることはない、私はこのように感じておりますので、そのことをご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、申し合わせ時間が、もう50分ですので、まとめてください。

○2番（工藤祥子） はい。

市長の考えはわかりました。第1回の新税検討

プロジェクトチーム会議の中で市長は、むつ市の歴史を振り返ると国策に翻弄されてきたという歴史が非常に重くのしかかる、このような発言をしております。確かにむつ製鉄の問題、フジ製糖の問題、本当に下北、むつは翻弄されてきました。今の客観的な情勢を見ますと、資源エネルギー庁では太陽光、風力発電の発電量のコストが安くなっているという状況、そして世論調査の中でも、将来または今すぐ原発政策を反対という世論が過半数となっている。そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、8年たっても生活となりの再建も道半ば、住民の帰還が進んでいない、汚染水の問題が深刻。このような状況が広がっている中で、本当に突き進んでいいのか。今の原発政策の中で、このむつ市の選択が未来の人たちにどういうふうに総括されるのか、私はそのことに本当に危惧を感じないわけにはいきません。もっともっとしゃべりたいことがあるのですが、時間がないので、最後に……

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、申し合わせ時間です。

○2番（工藤祥子） 一言だけお願いします。

○議長（大瀧次男） 一言ね。

○2番（工藤祥子） 田中原子力規制委員会の委員長が2017年9月、退職しました。その方が、「選択」という雑誌の11月号にこのような文章を載せています。「日本の原子力政策は嘘だらけでここまでやってきた。結果論も含め本当に嘘が多い。最大の問題は、いまだに核燃料サイクルに拘泥していること」。この核燃料サイクルの一翼を担って、今むつ市が歩み出そうとしている。このことについて、すごい危機感を感じて、私は本当にここで最終処分場が決まるまで搬入すべきではない、このことを強く訴えて終わりたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎富岡直哉議員

○議長（大瀧次男） 次は、富岡直哉議員の登壇を求めます。4番富岡直哉議員。

（4番 富岡直哉議員登壇）

○4番（富岡直哉） こんにちは。会派未来への轍の富岡直哉でございます。初当選後、初めての定例会を迎え、宮下市長を初め理事者の皆様とともに、さらなる市政発展のため、先輩議員の指導のもと精いっぱい務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

初めての一般質問ということで、非常に緊張しており、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いを申し上げ、通告に従いまして、質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の1項目め、大湊ネブタ祭りについてであります。むつ市の夏まつりの一つであり、大湊地区の最大のイベントである大湊ネブタは、本年度134年という長い歴史を刻んでおり、大湊ネブタの発祥については諸説ありますが、明治16年には確実に大湊地区においてネブタ運行が行われた記録が残っております。

大湊ネブタの特徴は、各町内の地域住民の手によってつくられ、子供からお年寄りまで多くの皆様の協力のもとに実施され、幅広い年齢層が集う唯一の地域コミュニティであることから、大湊地

区においては非常に重要な役割を果たしているものと思っております。

現在少子高齢化が進む中で、各町内会では制作を初めとした担い手の育成が喫緊の課題であり、先人が築き上げたこの歴史と伝統を未来へとつなぐために早期の対応が必要であると考えております。また、この伝統文化が衰退することにより、当市における影響は大きいものであると認識しており、市や関係団体が連携し、考えていかなければならないものであると思っております。

さらに、他の山車文化と大きく異なるのは、毎年新たなものにつくりかえるため、つくり手がいなければ存続できないという大きな違いがあり、今後も参加団体が一つも欠けることなく永続性あるものにするためには、次世代を担う子供たちへの積極的な啓蒙活動が必要であると考え、この課題に対しどのように考えているか、また今後どのような支援策を考えているのかについてお伺いいたします。

次に、あおもり10市大祭典への出展についてであります。通年観光を目指し、県内10市の祭り、地域伝統や芸能、食文化、特産品、観光情報を一堂に集め、来場客に対し青森の魅力を強力にアピールし、県内への波及効果と回遊性を目標に、滞在型誘客を促進することを目的に平成24年から県内各市持ち回りでスタートした本イベントであります。皆様ご承知のとおり、平成27年には当市を会場に盛大に開催され、2日間で約13万人の来場があり、当市におきましても非常に大きな効果があったものと考えております。

現在他市開催の場合においては、歴史あるおしまこ流し踊りを中心とし、当市の魅力をPRしているものと見ており、開始から8年目を迎え、パレードの内容など各市では創意工夫され、見る人を楽しませるお祭りとなっております。

当市におきましても、このあおもり10市大祭典

を通して、今後大湊ネブタのパレードへの参加を含め、市内各地域には伝統あるお祭りが多くありますので、県内外の方に大いにPRすべきと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、観光資源としての活用についてであります。本年9月に大湊港に初寄港いたしました「飛鳥Ⅱ」や、昨年「にっぽん丸」のクルーズ船入港の際には、物産などのブースとともにネブタを展示し、魅力あるむつ下北の食文化、そして伝統文化を大いに感じていただいたのではないかと考えております。

また、ことしで14年目となる東京都武蔵村山市の村山デエダラまつりへの参加などを通し、むつ市のネブタとして県内外の方に認知されてきているものと思っており、今後市ではどのような形で観光資源としての活用を考えているのかについてお伺いいたします。

質問の2項目め、防災行政についてであります。9月に千葉県を中心に大きな被害をもたらした台風15号、そして東北地方も被害を受けた10月の台風19号により各地では甚大な災害に見舞われ、多くの方が亡くなり、また被災し、心から一日も早い復旧復興を祈るばかりであります。幸い私たちが住むむつ市には大きな被害はなかったものの、近年想定外の大規模災害が頻繁に起こっているように思います。

このような災害に対しては、事前の備えが重要であることから、以下の項目について質問いたします。

1点目の土のうステーションの設置ですが、近年短時間で局地的に降る大雨や台風などによる被害が全国的に増加傾向にあることから、全国の幾つかの自治体においては、住宅等への浸水被害を未然に防ぐため、地域住民が自由に使うことを目的として土のうステーション設置の取り組みが行われております。

大雨等による浸水被害をできるだけ少なくするためには、消防機関などによる公助はもちろんのこと、地域住民の皆さんが自ら行動する自助、共助の取り組みを支援することとなる土のうステーション設置は、即時に活用できるということから有効なものであると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、LINEを活用した防災情報の発信についてであります。皆さんは、LINEが誕生したきっかけをご存じでしょうか。無料通信アプリケーションLINEは、東日本大震災から約3カ月後の2011年6月に利用が始まりました。東日本大震災においては、電話が不通になってしまい、大切な人と連絡がとれなかったという経験をもとに生まれ、多くの方がメールやツイッターなどのSNSは利用できたことから、ネットが電話のかわりに代用されて、安否確認に大いに役立ったとされており、震災直後ということもあり、相手がメッセージを読んだ、つまり相手の無事を確認できるよう「既読」という機能を搭載したとのことであります。

現在当市におきましては、皆様ご承知のとおり、ツイッターのほか、防災かまふせメールにおいて市内の災害情報や熊の目撃情報などが配信されております。

LINEは、2019年6月現在、国内で約8,100万人のユーザーがおり、幅広い年代において普及し、利用されております。また、LINEを利用した情報提供は、全国で73の自治体が行っており、県内におきましては、八戸市と弘前市で既に導入がされております。

LINE株式会社は、地域のつながりをより深めるためのツールとして利用されることを目的に、LINE公式アカウントを地方公共団体向けに無償化する地方公共団体プランの提供を本年5月21日より開始しており、今後各自治体において

は広がりを見せることが予想されるところでありますが、導入済みの福岡市の事例を申し上げますと、防災情報はもちろんのこと、ごみの日、子育て、防犯、交通安全などの生活に密着した情報の中から選択した情報だけがこのLINEによりタイムリーに届きます。

また、防災アプリと連携し、位置情報を送信すると、最寄りの避難所を瞬時に確認できたり、その情報を家族と共有することができます。

さらに、災害が発生するとメッセージが届き、居場所を選択すると、居場所に合わせた適切な避難行動を案内してくれます。一方的に情報を受け取るだけではなく、登録した市民からも被災状況をトーク機能を通じ位置情報、写真などをあわせてより正確な情報を市へ簡単に通報することも可能であります。

現在の防災かまふせメールでの情報提供に、さらにLINEでの情報提供を追加することにより、市民の皆様への情報取得の選択肢をふやし、幅広い世代での防災に対する意識向上のためにも、このLINEの活用をぜひ検討すべきと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、図上訓練の取り組みと、その課題についてであります。図上訓練とは、身の回りで起こり得る危険を見える化し、それに対する対応や対策を考え、訓練で生まれたアイデアなどが防災力向上に役立つものとされており、与えられた災害の想定について、参加者全員が自ら考え、発言、そして記入をすることから災害時に何をすべきか自ら想像力を働かせなければならないため、従来の避難訓練よりも当事者意識や連帯感を持たせることができるため、非常に効果があるものとされており、先般当市におきまして初の図上訓練が行われておりますが、その取り組みと成果及び課題についてお伺いいたします。

質問の最後は、小・中学生における防災教育に

ついてであります。平成23年に発生いたしました東日本大震災において、防災教育が功を奏したとした「釜石の奇跡」があります。地震発生から数十分後、岩手県釜石市には想定をはるかに超える高さの津波が押し寄せ、避難所として指定された場所さえのみ込まれてしまいました。ところが、この数年前から先進的な防災教育を受けていた釜石市の小・中学生たちは、もっと安全な場所へと自らの判断で率先して避難し、結果周囲の大人の命をも救うことにつながったとのことであり、日ごろの学校生活における防災教育や訓練は非常に重要なものであると考えております。

想定外の災害が起こる昨今において、東日本大震災やこのたびの台風などによる大規模災害を教訓とし、現在どのような防災教育に取り組みられているのかお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

いただきましたご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、大湊ネブタ祭りについてのご質問の1点目、担い手の育成についてお答えいたします。子供たちへの啓蒙活動につきましては、大湊ネブタ祭りの開催時期に合わせ、北の防人大湊式番館と安渡館において、出陣するネブタ絵とその解説、ネブタの衣装や写真、ミニネブタの展示のほか、金魚ネブタづくりの体験活動などを行っております。今後も大湊ネブタ合同運行委員会初め関係者

の皆様のご協力を得ながら、大湊ネブタに触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

また、教育委員会が実施しております放課後子ども教室推進事業では、大湊小学校子ども教室におきまして、大湊ネブタに関する学習活動が行われ、地域に愛着や誇りを育む取り組みとなっております。

いずれにいたしましても、むつ市総合経営計画にある「文化の充実・文化財の保存活用」に基づき、芸術、文化活動の奨励と振興に努めているところであり、子供たちが地域文化の担い手となり得る継承活動につきましては、地域の皆様のご協力のもと支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災行政についてのご質問の4点目、学校における防災教育についてお答えいたします。防災教育におきましては、むつ市教育大綱に「安全・防災教育の推進」を掲げており、防災訓練は市内全ての小・中学校で自然災害を想定した訓練を実施しております。

内容といたしましては、地震による津波を想定した高台への避難訓練、地震による火災の発生を想定したグラウンドへの避難訓練、避難先から保護者への引き渡し訓練及び積雪期における避難路を確認した訓練など、さまざまな事象を想定した訓練を行っております。

訓練時は、学校の指示に従って避難しますが、状況の判断や避難の仕方を学ぶことで、登下校時や家庭における具体的な対応なども自分で考え、行動できる力を身につけることを重視し、実施しております。

また、学習指導要領では、小学校の体育において身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすること、また中学校の保健体育において、自然災害に

よる傷害の防止や応急手当について指導すること、道徳において社会連帯の精神を養うことや、理科における地震や火山の学習など、各教科においても防災の視点を重視した教育が行われておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 大湊ネブタ祭りについてのご質問の2点目、あおもり10市大祭典への出展についてお答えいたします。

同祭典は、平成24年度から開催されており、今年度も9月につがる市で行われ、関係者皆様のご協力により、当市の代表としておしまこ流し踊りを披露したところ、沿道を埋める大勢の観客の皆様からもご参加いただくなど、むつ市を大いにPRできたものと考えております。

来年は、三沢市での開催が決まっておりますが、祭典の内容につきましては、これから協議が行われることになっております。当市のさらなる魅力発信を念頭に、効果的な出展を今後検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、観光資源の活用についてお答えいたします。大湊ネブタの最大の魅力は、100年以上も前から大湊地区の町内会の皆様のご努力で自主的に継続されてきた歴史であります。ことしは、町内会の皆様がネブタの継承、啓発を目的にネブタ制作の現場見学を一般に公開するなど、制作過程からネブタに親しんでもらえるように町外や観光客の方々にもネブタに触れる機会を提供いたしております。

このような取り組みを新しい観光コンテンツとして捉え、旅行エージェントや報道関係の皆様にも紹介していきながら、大湊ネブタの魅力を発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 防災行政についてのご質

問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、土のうステーションの設置についてであります。現在むつ市では水防計画に基づき、水防倉庫や各消防署に土のうを保管しており、緊急時に消防職員がすぐに持ち出せるよう備えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、LINEを活用した防災情報等の発信についてであります。市では災害時の情報発信として防災行政用無線のほか防災かまふせメール、市のホームページやツイッター、エフエムアジュール等を活用して行っているところであります。

現在災害時における防災行政用無線等の情報伝達手段の見直しを検討しているところであります。LINEの活用も含め、情報発信のあり方について研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、図上訓練における取り組みの成果と課題についてであります。この訓練は職員の災害対応能力の向上を図ることを目的とし、災害の発生から災害対策本部会議開催までを想定したもので、訓練に参加した職員には災害の想定以外は知らせず、その都度運営側から付与された情報をもとに対応を考え、行動するといったものであり、市としては初めての取り組みになります。

今回の訓練を通じ、災害時に増設する電話設備やテレビ会議設備などの庁舎設備の確認や取り扱いを習熟することができたほか、多数の所管施設から被害状況を収集することで、職員の対応能力の向上が図られたと考えております。

一方、課題といたしましては、各課においてしっかりと情報収集等を行った結果、災害対策本部会議で報告された情報が多過ぎてしまった点が挙げられますが、迅速な意思決定に求められる人命

を最優先とした情報の選択や優先順位について、共通の認識を持つことができたと考えております。

この訓練で得た教訓をもとに、今後起こり得る災害に備えるとともに、今後も訓練を継続することで、さらなる災害対応能力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） 答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まず初めに、大湊ネブタについての1点目、担い手の育成についてであります。先ほど答弁がありました取り組みの一つの北の防人大湊式番館で開催されております大湊ネブタ展は、私も毎年見学させていただいておりますが、地域住民の祭りへと向かう気持ちをさらに高揚させ、また観光客に対しても魅力が伝わる展示となっており、非常にすばらしい取り組みであると感じております。ぜひ今後も続けていってほしい取り組みの一つであります。県内各地にはそれぞれの特徴を持ったねぶた、ねぶたの文化が存在しており、どの地域においても担い手の育成は同様の課題のようであります。

現在弘前市におきましては、市や観光コンベンション協会、地元新聞社などが連携し、ねぶた絵の描き方講習会など通年を通して事業が実施されており、担い手の育成については非常に効果的な取り組みであり、ぜひ参考としていただきたい事例であります。

当市におきましても、関係団体と連携を密にし、このような講習会などを検討していただきたいと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

弘前市での取り組みにつきましては、今後の参

考とさせていただきたいと思います。

担い手の確保につきましては、大湊ネブタ合同運行委員会が主体となって取り組んでいただくべきことであると認識しておりますが、ご依頼等があれば、ご協力させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） ありがとうございます。私も大湊ネブタの制作に携わっている関係からも、担い手の育成については精いっぱい努めておりますが、このような事業が行われる際には、全面的に協力してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。2点目のあおもり10市大祭典についてであります。来年度検討のうえ行われるとのことですが、ことしの開催地のつがる市では、2日間で約15万5,000人の来場があり、これだけ訪れているということで、県内における大きなイベントの一つとして定着してきており、来場者数などから勘案しても注目の高さがうかがえ、また継続的な実施に向け、新たな取り組みが必要であると考え質問させていただきました。

先ほど私が提案させていただきました大湊ネブタの運行形態は、先立ちという各団体の町印となる小さなネブタを先頭に流し踊り、ネブタ本体、はやし方が続く全団体統一の大湊ネブタの伝統的な形態であります。流し踊りの部分では、今まで実施されてきたおしまこ流し踊りを継続的に実施することもでき、今までのものプラス新しいものを組み合わせることにより、何倍もの当市の魅力を伝えることができると考えますが、このことについて再度お伺いいたします。お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 大湊ネブタは、市民の皆様を初め観光客の皆様にも楽しんでもらえる観光資源であります。一般社団法人しもきたTABI

あしすとや観光関係団体の協力を得まして、ネブタばやし体験や流し踊り体験等のコンテンツの造成も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） ありがとうございます。今回は、大湊ネブタにポイントを当てた形での質問となりましたが、市内には大畑、川内、脇野沢を含め各地区の皆さんが大切に受け継がれてきた伝統的な祭りや芸能が数多くあることから、また披露する場がふえることにより、それぞれの活動が活発となり、保存、伝承へとつながるものと思っておりますので、今後こちらのほうにもぜひ目を向けていただき、当市の伝統文化を県内外の皆様知ってもらえるようお願いいたします。次に移ります。

3点目の観光資源の活用についてであります。が、昨年の「にっぽん丸」などの入港の際には、乗船客に対し、金魚ネブタづくり体験の催しが行われており、私も微力ながら協力させていただいたことで、訪れた方々とお話をさせていただく機会がありまして、今度は明かりのともったネブタを見るために、またむつ市を訪れたいなどの声をいただき、再度当市を訪れるきっかけづくりの一役にもなったものと感じております。

大湊地区の狭い道が点在する道路事情から考えられたのが大湊ネブタの特徴の一つである回転式のネブタであり、これらの構造からも場所を選ばずに運行することが可能で非常に使い勝手がいいサイズとされております。各町内会などの参加団体では、半年近くにわたり地域住民の手によって手間暇をかけて毎年制作されており、祭りが終了すると解体されてしまうことから、今後大いに活用していただきたく質問したところでありますが、今後のイベントなどにおける具体的な計画がありましたらお知らせください。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 大湊ネブタは、当市が誇る観光文化資源であり、市主催の行事の際は、はやしの演奏、関係団体様のご協力についても今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） ありがとうございます。来年度当市におきまして大きなイベントとなります夜景サミットなどを含め、今後さまざまな場面での活用をお願いいたしまして、この項目の最後の質問に移ります。

宮下市長が国土交通省に在職中に書かれております平成15年に発行された機関誌「人と国土21」の中で、「日本の国のまつりの話」というタイトルで、大湊ネブタへの思いが つづられているものを拝読させていただきました。幼小のころから市長も大湊ネブタに参加されていたとのことで、その当時のエピソードなども書かれており、非常に共感するところがありました。

この機関誌の最後には、こうつづられております。少しご紹介させていただければと思います。

「今年も日本にまつりの季節がやってくる。今年も日本の国の中八百万のまつりに多くの人々が集まるだろう。同じ時期に各地でまつりがあることは、それらのまつりの起源が同じことを示唆しているのかもしれない。しかし、歴史が流れ今、同じ祭りは一つとしてない。そこにいる人、住む人が違う、毎年、その時々、人々の思いが違うからだ」、「過ぎ去った一年の自らの思いだろうか、それとも、繰り返され何度もその中にいることで深まるその土地への愛情だろうか」、このように述べられておりますが、私は特にその土地への愛情について感じる体験がありました。

約2カ月ほど前になりますが、今回初めて東京都武蔵村山市で行われている村山デエダラまつり

に城ヶ沢佞武多実行委員会で制作されましたネブタとともに私も参加させていただきました。その運行の際、むつ市のネブタが来るということで、会場を訪れていた都内在住の関根地区出身の方と脇野沢地区出身の方に出会いました。一緒になっておはやしを奏でたり、跳ねたり。むつ市を離れていてもお二方の思いは同じく、郷土への愛情でありました。

大湊という枠を超え、むつ市のネブタとなりつつある今、祭りは人の心を動かし、郷土を思う非常に大きな力を持つものであると認識すると同時に、さらにこの祭りの重要性を感じた体験でありました。

最後に、この大湊ネブタに対する現在の市長の思いを少しお聞かせいただければと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身も大湊ネブタ祭りについては、小学生のころということですが、参加をされていて、自分のふるさとの祭りとして大変毎年楽しみにしております。また、市長になってからも、通算5回参加させていただきましたが、沿道を埋める人たちがネブタの光に照らされて、その笑顔が輝いている瞬間を見るのが今現在このネブタの一番の楽しみになっています。

そして、先ほど経済部長からも答弁がありましたけれども、これは地域のお祭りということだけでなく、観光客の方にも楽しんでいただける祭りだというふうに私は認識しておりますので、大湊ネブタ祭りのその期間に合わせてさまざまな方々をお招きしたりですとか、あるいはあおもり10市大祭典というのは、ちょっとほかのネブタ祭りともかぶりますので、なかなか難しいかもしれませんが、さまざまな機会を通じて大湊ネブタ祭りをこれからもPRしていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） ありがとうございます。市長の非常に熱い思いが伝わってきました。

各町内では、高齢化や人手不足により運営が厳しくなっているのが現状であり、冒頭参加団体一つも欠けることなく継続していきたくと申しましたのは、各町内会で作くり上げられたそれぞれの伝統や思いが重なり、その集合体が大湊ネブタ祭りであるということから、今後さらなる発展に向け、今まで以上に市や関係団体のお力添えをお願いいたしまして、次の2項目めの防災行政について再質問させていただきます。

1点目の土のうステーションの設置についてですが、当市では各消防署に土のうが配置されているとのことでありましたが、最近の全国的な傾向から鑑みても、物の数分のうちに家屋等への浸水が始まり、現状、いざというときには間に合いません。また、高齢者の運転免許の返納が増加傾向にある中、消防署まで土のうをとりに行くことは容易でないことから、ぜひ複数の公園や公共施設などのスペースを活用した設置のお願いをいたしまして、次に移ります。

2点目のLINEを活用した防災情報の提供についてですが、現在当市で防災情報を提供している防災かまふせメールの登録者数と、その推移についてお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 答えいたします。

防災かまふせメールの登録者数につきましては、11月29日現在で8,851名となっております。推移につきましては、現在のシステムを導入いたしました平成27年10月以降のデータとなりますが、平成27年度末で5,933名、平成28年度末で6,676名、平成29年度末で7,505名、平成30年度末で8,360名となっているところでございます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） 登録者数は増加傾向にあるとのことでしたが、当市の人口の割合から考えても、まだ低い水準であると思います。

先ほど壇上で事例をご紹介いたしました福岡市のLINEの運用状況であります。人口約159万人に対して登録者数は163万人を超え、人口を上回る実績が出ております。このことから、LINEを活用した情報提供については効果が大きいものと見ており、情報取得の選択肢をふやすべきと考えることから、まずは無償で利用できる範囲での活用をお願いいたしまして、次に移ります。

3点目の図上訓練の取り組みの成果と課題についてであります。今回の図上訓練は地震を想定した災害時の初動を対応する訓練とのことでありましたが、今回の訓練の課題を踏まえ、今後どのような内容の訓練を想定しているのかについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 答えいたします。

今回の図上訓練につきましては、初めての取り組みということになっております。所期の目的といたしましては、災害対策本部会議との情報伝達というようなところの課題の掘り起こしというようなところも目的の一つとしておりますので、今後とも継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） ご説明ありがとうございます。今後の訓練の方向性について理解いたしました。

大規模災害時の対応の中でも特に重要なものの一つが避難所運営であると考えますが、災害時には対応に当たる人を含め、誰しものが混乱します。そのような混乱を少しでも払拭することができる図上訓練と似た取り組みで、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして静岡県で

考案された「避難所HUG」という避難所運営ゲームがあります。避難者の年齢や性別など、それぞれの抱える事情が書かれたカードを実際を使用することとなる避難所の平面図などを用いてどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくか模擬体験するものであります。災害時には、市職員の方々が避難所の運営の中心を担うこととなることから、非常に効果的なものと考えますが、このことについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

当市の図上訓練におきましても、主に避難所運営にかかわる職員の知識、それから技術の向上はもちろんでございますが、自主防災組織や町内会の防災活動の一環としても今後避難所HUGの導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） この避難所HUGは、平面図上である程度避難所となる建物の把握をし、また実際に運営に当たる職員同士で日常的にコミュニケーションをとりながら行うことにより、共通意識を持ち、効率的かつさまざまなケースにおいても即時に対応できることへもつながると思いますので、今後当市におきましても、訓練の一環として防災力向上につなげていただければと考えております。

次に、4点目の学校における防災教育についてでございますが、過去の大きな災害の事例を参考とし、地域の事情を踏まえ、積極的に防災教育に取り組まれていくことがわかりました。また、先般佐藤広政議員も学校での防災教育について取り上げられており、私も再質問したかったことはほぼ解決しておりますので、最後に1点だけお伺いいたします。

現在市内小学校において子供の防災手帳配布している学校はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

現在防災手帳を配布している学校はございません。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） 日々状況が変化している中で、いざというときに子供が判断に迷わないためにも、ある程度統一した考えを持つことも重要であると考えます。その手段の一つとして子供の防災手帳が挙げられます。現に自治体により作成及び配布を行っている事例といたしまして、低学年向けと高学年向けの2種類を作成し、常にランドセルの中に携行させ、災害に備えて用意すべきものや、災害時どう行動すべきかをイラストやクイズを使って説明しているため、興味を誘う内容となっております。

また、家族と話し合いをしなければ記入できない事項もあることから、非常に有効的であり、また各学校で行われる避難訓練や避難訓練の事前学習にも使用されており、ぜひ当市におきましても導入すべきと考えますが、このことについて再度お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

登下校を含めまして、子供たちの安心安全な学校生活を保障することは、子供たちの未来を守ることにつながる重要な視点と捉えております。防災手帳など、他市の効果的な取り組みを参考にしながら、研究してまいりたいと存じます。よろしくお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（富岡直哉） 災害は忘れたころにやってくるとよく言われておりましたが、時代は流れ、近

年では忘れる間もなくやってくるというふうに変わってきていると感じております。このことから、災害の頻度、種類など多岐にわたることから、学校生活における防災教育において、知識や経験を一つでも多く身につけていると、いざというときの行動は変わってくるものと思います。

今後学校における防災教育のさらなる充実と子供防災手帳の一日も早い実現をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎杉浦弘樹議員

○議長（大瀧次男） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

○3番（杉浦弘樹） 皆さん、こんにちは。10月の市議会議員一般選挙に初当選しました杉浦弘樹です。このたびのむつ市議会第242回定例会に当たり一般質問を行います。

まず最初に、きょうの一般質問を迎えるに当たり、日ごろより私の活動にご理解をいただいている方々には、こうして傍聴席にわざわざ来ていただきましたことを感謝申し上げますとともに、きょうの傍聴はかなわずとも、エフエムアジュールで私の一般質問を聞いている家族、そして支援者の方々には、私の活動のご理解に感謝申し上げます。ありがとうございます。

こうして市議会議員としての議席をいただき、この壇上に立ち、発言ができることは、たくさんの方々の思いがあつてのことだと私自身痛感しております。この思いを大切に、私の活動の原点でもある「地域の発展なくしてむつ市の発展はない」という、この言葉を胸に刻み、今後4年間、むつ市政発展のため日々精進してまいりますので、より一層のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、2項目8点について一般質問を行います。初めての一般質問ですので、ふなれな点があるかと思いますが、市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1項目めは、ニホンザルの被害対策についてです。下北半島に生息しているニホンザルは、多くの方がご存じのとおり、人以外で最も北に生息する霊長類であり、その学術的価値が高いことから、昭和45年に当時の文化庁による天然記念物の指定を受けたところです。青森県自然保護課の調査報告書によると、下北半島に生息するニホンザルは、1970年ごろから徐々にふえ、2018年1月現在で69群2,635頭プラスアルファで、そのうちむつ市に生息しているニホンザルは29群1,211頭プラスアルファの生息頭数、群れの数が確認されております。

また、頭数、群れの増加に伴いまして、農作物被害地域が拡大しているところであります。そして、近年ではニホンザルの行動範囲が広がってきていることも確認されているようで、地域の方々もここ数年、これまでとは違う地域での猿が目撃されているといった相談も受けており、以前では大分減少した生活環境区域にも、また猿が出没するといったことがふえてきております。

そこで、今後の被害対策について4点お伺いいたします。

1 点目、農作物等の被害状況についてです。2014年度からの農作物被害金額、件数は、2017年度が一番多くありましたが、生活環境被害は逆に少なかったと聞いております。そこで、2018年度の農作物被害状況と人的被害、生活環境被害状況及び効果と問題点並びに2020年度の対策をお伺いいたします。

2 点目、モンキードッグについてです。むつ市では、2008年から各地域においてモンキードッグを導入し、運用していますが、導入当初は導入前と比較すると住宅地への出没回数が減少し、農作物被害が減少したと聞いております。しかし、最近ではまた住宅地に出没しているようで、脇野沢桂沢地区や川内蛸崎地区、大畑二枚橋地区の住民からも、頻繁に猿が出没しているとの相談を受けております。

実際にことしの1月から2月ごろにも猿が電線にぶら下がっている動画がネットで流れ、全国的にも話題となりましたが、この場所は川内蛸崎地区の住宅地から近い山側にある電線に猿がぶら下がっていた動画で、住宅地に近いところでの猿の目撃となっております。そのようなことから、2018年度のモンキードッグ運用状況と行動地域並びに今後の運用方針をお伺いいたします。

3 点目、電気柵の設置についてです。むつ市合併以前から農作物被害軽減のため電気柵の設置を積極的に行っておりますが、地域によっては電気柵設置から数年経過し、老朽化が進み、農作物被害が拡大していると地域住民から聞いております。また、新たに農作業を始めた住民から、猿に農作物が荒らされて困っているけれども、どうしたらよいかと相談を受けております。そこで、これまでの電気柵設置状況と維持管理状況並びに今後の電気柵整備と設置条件についてお伺いいたします。

4 点目、ニホンザルの捕獲状況等についてです。

天然記念物ニホンザルは、これまで捕獲はできませんでしたが、個体数や群れの増加に伴い、2004年から2012年までに3回、特定鳥獣保護管理計画が策定され、管理目標に基づいて個体数調整及び鳥獣捕獲許可申請に基づく捕獲処分を実施していると思われます。そこで、2018年度の捕獲状況と捕獲方法並びに成果と課題についてお伺いいたします。

2 項目めは、イルカウォッチングの状況についてです。2017年から始めたイルカウォッチングも3年が経過し、むつ市の積極的な発信もあり、県内外において広く知られてきたところでありますが、本来の目的である陸奥湾の生態系の調査研究を行い、そして人との共生を図り、活力ある持続可能な地域づくりという目的を長く続けていくためにも、3年間のイルカウォッチング事業を地域住民とともに検証し、今後に向けて議論が行われる段階に来ていると思われます。

そこで、4点についてお伺いいたします。

1 点目、「夢の平成号」の有料乗船者数についてです。年間の乗船者数は市ホームページでも掲載されていますが、実際にお金を払って乗船している有料乗船者数が過去3年間でどのくらいいるのか、収入状況とあわせてお伺いいたします。

2 点目、イルカウォッチング事業における脇野沢地区の経済効果についてです。実際に脇野沢地区の経済効果を示すデータ等がありましたら、そちらを参考にさせていただいても構いませんが、データ等がなければ、市長の見解でも構いませんので、ご答弁をお願いいたします。

3 点目、運航時間についてです。脇野沢地区の経済を活性化させるには、イルカウォッチングの運航時間は非常に重要だと考えております。3年間の運用実績から、今後の運用時間についてどのように考えているかお伺いいたします。

4 点目、今後の取り組みについてです。先ほど

も話しましたが、陸奥湾の生態系の調査研究を行い、人との共生を図り、活力ある持続可能な地域づくりをしていくためには、利用者数の増加は不可欠であると考えます。そこで、利用者数増加に向けた今後の取り組みについてどのように考えているかお伺いいたします。

以上、2項目8点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

いただきましたご質問につきましては、いずれも担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） まず、ニホンザルの被害対策についてお答えいたします。

下北半島に生息するニホンザルは、昭和45年に下北半島の猿及び猿生息北限地といたしまして、国の天然記念物に指定され、群数及び個体数が少なかったことから保護されてきたところであり、しかし、年々個体数が増加し、遊動域も拡大してきた結果、指定当初は3群60頭だったものが、平成30年の調査におきましては、下北半島全体では69群2,635頭と増加し、当市におきましては、29群1,211頭の生息が確認されております。

個体数等の増加に伴い、農作物被害の増加が懸念されるようになり、むつ市総合経営計画の「農林水産業の振興」におきまして、野生動物による農水産物被害の軽減を主要計画として取り組んでいるところでございます。

ご質問の1点目、2018年度のニホンザルによる農作物被害状況と人的被害、生活環境被害状況等についてであります。農作物被害は市が現地確認や被害調査によって把握した件数、被害額で、2018年度は70件の61万9,581円で、前年度と比較

して26件、23万380円の減少となっております。また、威嚇を含む人的被害、生活環境被害の件数は32件となっております。

次に、ご質問の2点目、モンキードッグ運用状況等についてお答えいたします。2018年度のモンキードッグの頭数は4頭となっており、脇野沢、川内地区に3頭、むつ、大畑地区に1頭を配置し、春から秋にかけてニホンザルを追い上げるために被害の多い地区へ重点的に配置しております。

次に、ご質問の3点目、電気柵設置状況等についてお答えいたします。2018年度の電気柵設置数及び設置延長は19カ所1.9キロメートルとなっております。電気柵設置後は、農家の皆様に維持管理を行っていただくこととなっており、設置の条件といたしまして、設置環境が整っていること、各自で維持管理が可能であること、また設置後3年以上耕作をすることとなっており、新規の方を優先して設置をしております。

次に、ご質問の4点目、2018年度の捕獲状況等についてお答えいたします。ニホンザルの捕獲は、わなによる捕獲のみが許可されていることから、小型箱わなを使った捕獲を行っており、2018年度の捕獲頭数は37頭で、過去5年間の平均である50頭を下回る状況となっております。その原因といたしましては、餌となるクリなどが豊作であったことや、生息環境の変化が考えられることのほか、小型箱わなになれてきたことが考えられます。

最後に、2020年度の対策についてお答えいたします。春から秋にかけては、モンキードッグや電気柵を活用し、農作物被害の軽減を優先しながら、ニホンザルの目撃や被害が増加している地区におきましては、モンキードッグの効果的な運用を行い、被害軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次は、イルカウォッチングの状況についてお答えいたします。ご質問の1点目、開始から3年間

の「夢の平成号」有料乗船者数と収入状況についてお答えいたします。有料乗船者数といたしまして、平成29年度は457人、平成30年度は735人、平成31年度は499人となっており、収入状況といたしまして、平成29年度は73万3,140円、平成30年度は116万3,970円、平成31年度は85万9,500円です。

次に、ご質問の2点目、イルカウォッチング事業における脇野沢地区の経済効果についてお答えいたします。今年度から運航回数を1日2便としたことによりまして、市外からの乗船客が増加していること、また西通り地区の飲食店をまとめた脇野沢港周辺の飲食店マップを作成したことで乗船客の来店がふえたと飲食店から伺っており、一定の経済効果があったものと考えております。

次に、ご質問の3点目、今後の運航時間についてお答えいたします。今年度市外からの乗船客の割合が増加した要因といたしましては、第2便を運航したことによるものでありますことから、来年度も引き続き1日2便の運航を計画しているところでございます。

次に、ご質問の4点目、利用者数増加に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。乗船客へ行ったアンケート調査によりますと、約9割以上の方が、また乗ってみたいと答えていることから、今後は今まで同様にガイドによる説明の内容をより充実させながら、乗船の特典などによりリピーターの確保を図るほか、市内小・中学生の地域学習や市外からの教育旅行の誘致等を行うことで、さらなる誘客を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。それでは、早速再質問させていただきます。

まずは、1項目めのニホンザルの被害対策についてです。1点目の農作物被害状況と人的被害状

況についてはわかりました。そして、それもあわせた生活環境被害状況もわかりましたが、私の持っているデータによりますと、この生活環境被害状況、2017年度はゼロ件で、2018年、こちらは一気に29件ふえているのですが、まずこちらの理由をお伺いいたします。また、こういった被害等はどうのように調べているのかもあわせてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えします。

要因といたしましては、既存の捕獲方法であります小型箱わなに猿がなれてしまい、捕獲頭数が減ったために頭数が増加したことや、間伐によって群れが住宅地周辺に移動してきたことで被害件数が増加したものと考えられます。

あと、データ、議員お持ちかと思うのですが、下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書というデータをもとにしております。ただ、これが調査員聞き取りで任意で行っておりますので、そういう的確性にはちょっと欠ける部分もあるのかと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。このような被害状況は、実際には上がらないものもたくさんあるかと思っておりますので、ぜひとも正確に一件でも多くの被害を把握して、そしていろいろな対策を講じていただきたいと思います。

3点目の電気柵の設置について再質問させていただきます。先ほど設置条件の説明がありましたが、私も含めて地域の方々はどうのように手続をすればよいかわからない方が非常に多いのが現状でございます。実際には、どのような周知をしているのかをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

被害状況、被害届を提出いたしましてから設置

までの流れということでございますけれども、毎年1月までに農家の皆様からお話を伺い、春以降に現地の確認や測量等を行って、設置に要する費用を算定しましたうえで、翌年度の予算として要求することというふうになっております。最短でも1年半程度は待つていただくことになるかと思っておりますけれども。

以上です。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。また、そういった手続等、周知はどういった形で行っているのか、そちらのほうもあわせてお伺いいたします。お願いします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

被害状況等をお聞きしたうえで、広報むつにより広報しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。ぜひともいろいろな形での周知を行ってほしいと思っております。私自身も脇野沢出身でございます。この電気柵は、私も小さいころから設置しているのを見ておりましたが、いまだにこの電気柵を設置するに当たってどういうふうな形をとればいいのかというふうなのがわからないものですから、ぜひともいろいろな形での周知をしてほしいと思います。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

4点目の捕獲状況についてですが、なぜ捕獲許可数が314頭なのに対して37頭の捕獲実績しかないのでしょうか。非常に少ないと思っております。これをクリアしていかなければ、全ての被害状況はなくなるのではないかと思うのですが、やはりモンキードッグの追加導入、専門員や人員の増員も含めて今後検討していかなければいけないと考えますが、市としての見解をお聞かせください。

い。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 猿の捕獲数の減少につきましては、先ほども申し述べておりますけれども、やはり箱わなになれてしましまして、なかなか捕獲されないということが実態のようでございます。

それとモンキードッグにつきましては、追い払いが主要な仕事と申しますか、役割を果たしていますことから、モンキードッグ自体で捕獲ということにはならないということでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。それでは、専門員や人員の増員も含めて検討していくというふうな部分ではどうお考えでしょうか、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

当然人件費、予算というものを伴いますので、すぐにそういうわけにはいきませんが、補助金とかそういうものを十分活用しながら考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。ぜひとも被害状況軽減のためにも捕獲実績を上げていただきたいと思っておりますので、今後有効策のご検討、よろしくお願い申し上げます。

次に、2項目目のイルカウォッチングの状況について再質問させていただきます。1点目の有料乗船者数等の状況についてですが、2018年は1便体制、2019年は2便体制で運行しておりましたが、便数がふえたにもかかわらず、乗船者数、収入等前年比より減っておりますが、これは2019年の欠航率の増加に伴うところからくるものなのでしょうか、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

あくまでも天候が悪かったというところが主な要因となっております。便数を2便にしておりますので、利用者の方々にとっては大変利用しやすい形にはなっておりますけれども、あくまでも天候に左右されますものですから、その辺の数値が出ることはやむを得ないというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。それでは、私の考えも含めまして、3点目の今後の運航時間について再質問させていただきます。

やはりこの2便体制にしても、どうしても乗船者数が減ることもあるということなので、ここは経費削減の観点から、私自身は1便体制にしてはどうかと思っております。しかし、ことしから2便体制にした影響で、先ほどもそちらのほうで申し上げているとおり、脇野沢地区においては食堂等を経営する複数の事業者から聞いたところ、以前は早い時間帯の運航時間だったので、なかなか食堂等を利用する観光客はそう多くはなかったと。しかし、ことしは昼に近い時間帯の運航時間を設けたことにより、お昼の食堂等を利用する観光客がふえたということを知っております。これは、やはり増便によって脇野沢地区の滞在時間が飛躍的にふえたことにつながっていると思えます。

そこで、お昼に近い時間帯の運航時間を設けて1便体制で今後運航を考えてみてはどうかと思うのですが、そちらの部分の見解をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

イルカと遭遇できる時間帯がやっぱり朝の早い時間に限られているということから、なかなか午

後を1本にするということは難しいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それは、やはりデータ等で示されているものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これまでの実績と経験に基づいて、そのように判断をさせていただいております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 実は、私10年ほど前から知合いの船に乗って漁師の仕事もしております。私このイルカの部分に関しまして、この6月、脇野沢地域はヒラメ漁がちょうど行われております。いつも私が乗っていた船でヒラメ漁に行くと網を起し、そして漁場から帰ってくる際、大体時間帯的には11時から12時、この時間帯の帰りになります。そして、そのとき、大体脇野沢地区近くなりますと、ちょうどイルカが脇を飛んでいる、そしてその船の運航しているルートは、やはり陸寄りを走っているとちょうどイルカが見えるというふうな形で、私自身も実際この11時ごろの時間帯、イルカを見ることはたくさんありました。そういった中で、私も実際に経験しておりますので、ぜひとももう一度データのほうをとっていただいて、検証のほうを行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

4点目の利用者数増加に向けた今後の取り組みについてですが、私は脇野沢地区でイルカを見ることができるといことをもっていろいろな観点から発信することにより、利用者数の増加につながるのではないかと考えておまして、そこで脇野沢にある施設や事業とイルカウォッチングを絡めて展開できないかと考えております。例えば脇野沢温泉ですが、現状は地域住民が多く利用する

温泉施設ですが、これをイルカウォッチングの乗船券と温泉の利用券を1割ほど安くセット販売をする企画を設けることにより観光客の温泉利用の増加につながり、関連する道の駅等の利用にもつながるのではないかと考えております。また、ここの秋に始めたランナーズ・ビレッジの事業ですが、これをちょうど6月のイルカを最も見ることが出来る時期に開催することにより、イルカは見たいけれども船酔いするから見るができないという観光客に、ランナーズ・ビレッジに参加すれば陸からでもイルカを見ることができるということを宣伝すれば参加者もふえるのではないかと考えます。ぜひともこのような企画を今後ご検討いただいで、イルカウォッチングの利用者数増加と脇野沢地区の経済効果を伸ばすことにつなげていただきたいのですが、こういった企画等についてどのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、脇野沢地域全体の集客増加を図るためにイルカウォッチング、さらにジオサイト、ランナーズ・ビレッジ、脇野沢温泉等、脇野沢地域の観光素材を有効に活用し、地域の皆様と連携しながら交流人口の増加に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。ぜひとも今後は地域住民とともにこういった企画をご検討いただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午後2時40分まで暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 皆さん、こんにちは。日本共産党の佐藤武です。本日最後の一般質問をさせていただきます。

10月の市議会議員一般選挙で新人議員が7人当選しました。議会にも新しい風が吹き込むことを私自身も期待しています。私は古い新人ですが、若い人たちに置いていかれないように一生懸命頑張りたいと思います。

先日もここに登壇してお話をしましたが、地方自治の本旨としての住民自治と団体自治が十分に発揮できることも切に願っています。議会は、思想、信条、考え方や思いの違いをお互いに尊重し合って、市民にとってよりよい方向に議論を進めていかなければならないと思っています。

今日の日本を見るにつけ、先の見通しがきかない、希望も見出しにくい、生活のしづらさを感じることが多いように思われます。格差と貧困の問題は、社会問題となっています。刑事事件は全体的に減少しているにもかかわらず、センセーショナルな事件が多く報道されています。社会も人の心も荒廃しているのでしょうか。こうした中で、学校や教育の果たす役割もますます大きくなってきているのではないかと考えております。

そこで、きょうは大きく分けて2つの点について一般質問をしたいと思います。

最初に、小中学校教職員の長時間労働・多忙化

解消について質問いたします。まず、実際の教職員の1日の標準的な仕事の仕方について、ご存じない方も多いと思いますので、大体小学校の高学年の担任という設定で述べてみたいと思います。

学校は、朝8時から職員の打ち合わせがあります。ですから、大体の職員は7時半ころには学校に出勤しています。その後教室に行って、子供たちの様子を見たり、提出物等を確認したりして、その後朝の打ち合わせ、職員朝会とも言いますが、そのために職員室に戻ります。その後また教室に戻って朝の会、ホームルームをして、午前中4時間の授業をします。途中子供たちは中休みがあり、自由に過ごすことができますが、担任は子供たちの指導や提出物にも目を通しますので、この時間は教職員にとっては休息をとることはほぼできません。午前中の授業が終わると、給食指導になります。給食後、子供たちは昼休みですので、自由に過ごすことができます。教職員は、引き続いて提出物のチェックをしたり目を通したり、家庭から連絡帳等で来た場合は、それに返事も書きます。休憩時間はほとんどとれない状態です。職員室に行くのは、その日の配布物や連絡等がないかどうかを確認に行く程度です。お茶を飲んでいる暇もないほどです。

午後は、2時間授業をします。その後子供たちと一緒に掃除や帰りの会、帰りのホームルーム等をして、学級の子供たちとのかかわりは大体4時ころまでになります。部活動をやっているところでは、4時半から6時半まではほぼ部活動の指導に当たります。子供たちが無事に家に着くまで30分は見ていますので、7時過ぎまでは学校にいなければなりません。部活動が終わった後に、やっと次の日の授業の準備や学級事務、あるいは校務分掌といって、学校で仕事を職員が分担しているのですけれども、校務分掌の仕事をします。

ここまでで、学校に来てから約12時間たちます。

ごく普通に働いて11時間から12時間労働なのです。それも、休憩や休息时间、これをとることができないのです。時間内に仕事が終わらないので、その後残って仕事をしたり、家に帰って仕事をしたりします。持ち帰り仕事です。過労死ラインを超える勤務が常態化しているのが現状なのです。

教職員は、法的には残業代は一銭も出ません。土日の部活動の練習試合、あと大会等も全てボランティアです。学校教育の一環だと言われていながら、超過勤務手当や休日出勤手当等は一切出ません。仮に今の状態で教職員に超過勤務を出したら、給与の1.5倍を支払わなければならないという状況なのです。

さらに、旧文部省は、1時間の授業に必要な準備時間はおよそ1時間であるとしていますから、11時間から12時間働いた後、さらに次の日の授業準備に6時間を充てなければならないこととなります。夕食を食べる時間や風呂に入る時間、睡眠もとれないこととなります。教職員の心身に与える否定的な影響ははかり知れないものがあると思っています。

2018年の厚生労働省と文部科学省の調査によると、過労死等防止対策白書、これは厚生労働省が発表しているのですが、それでは1日の平均勤務時間は全体で11時間17分、職種別に見ても11時間から12時間で、一般的な業種に比べ長時間労働が蔓延していると指摘しています。

残業の理由は何かという、複数回答で業務量が多いが69.1%、次いで予定外の業務が突発的に発生が53.7%でした。白書では、勤務時間や職場の人間関係に加え、保護者や生徒との関係など、教職員特有のストレス対策が重要であること、タイムカードなどで客観的に勤務時間を把握するなど、長時間労働の是正を着実に実施するよう求めています。

健康被害も深刻です。2018年度、公立小中学校

で脳、心疾患や精神疾患で公務災害認定を受けた教職員が51人います。病気休暇、休職に占める精神疾患の割合もふえており、平成29年度の文部科学省の調査では、病気休職者は7,796人、そのうち精神疾患によるものが5,077人で、病気休職者のうち65%が精神疾患で休職していることとなります。この数は、全教職員の0.55%です。

むつ市においても、直近5カ年の病気休暇、休職者は延べ93人です。その中で35人が精神疾患で休んでいます。

青森県教育委員会でも、平成16年度と平成17年度の勤務実態調査に基づいて、「教職員の多忙化解消に係る報告書」をつくり、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が一丸となって多忙化解消に努めることが記されています。

子供たちにとって一番の教育環境、教育条件は教職員です。教職員が心身ともにすり減らし、過労死ラインの勤務を続けていていい教育ができるでしょうか。休息は必要です。寝る時間も必要です。人間らしい生活を送ることができる労働条件が必要です。子供たちの人間的な成長にとって、教職員がゆとりを持って接する時間を確保すること、そして教材研究の時間を確保してこそ、よりよい教育ができるのではないのでしょうか。

ごく最近、私の身近でこんな声を聞いています。朝6時過ぎに家を出て、家に帰るのが夜の10時過ぎになる。これがずっと続いている。寝る時間がない、眠る時間が欲しい。つい二、三日、「マジで助けてほしい」という声が実際に聞こえてきますし、帰りが余りに遅いので、心配になって学校まで見に行ったという家庭の方のお話も聞いています。

こうした状況に鑑み、まず総論的に1日3時間から4時間の超過勤務があり、中学校の約6割、小学校の約4割の教職員が過労死ライン以上の残業をしているという実態がある中で、むつ市教育

委員会が教職員の長時間労働と多忙化についてどのような認識をお持ちかお尋ねします。

2つ目に、長時間労働の最も大きな要因は、多忙化、業務量が多過ぎることです。多忙化防止対策についての取り組みを具体的にお伺いしたいと思います。

3つ目に、長時間労働を客観的に管理しなければ実態もつかめないし、対策も立てようがありません。ですから、今後勤務時間を客観的に把握、管理できる方策をとっていただくようお願いしたいと思います。

2つ目に国民健康保険税の負担軽減についてお伺いします。国民健康保険に加入している人は、国民の約4分の1います。むつ市も例外ではなく、おおよそですが、4分の1の方が国民健康保険に加入しています。国民健康保険に加入している方は無職者が多く、約4割です。約6割の方が軽減措置を受けています。所得の低い方の加入が圧倒的に多いということではないのでしょうか。

むつ市の世帯所得は年収300万円以下が51%で過半数を占めております。個人所得の平均は276万円余りです。低所得者層が非常に多くを占めているということがわかります。

全国的にも国民健康保険税の負担が非常に大きいということが言われており、むつ市のように低所得者層が多いところでは、さらに事態は深刻だと思っています。

社会保険は労使折半で負担しますが、国民健康保険税の場合は被保険者が全て負担しなければなりません。それに加えて、均等割や平等割などの定額負担があるわけです。こうした不平等を軽減することこそ、市民の福祉を守ることが地方自治体の中心的な役割ではないかと思っています。

国民健康保険の主体が今年度都道府県にかわった。むつ市は、国民健康保険税を据え置きました。このことは、私は評価すべきことだというふうに

思っています。また、軽減措置をとっていることについても評価したいと思っています。法的には、あくまでも市町村が国民健康保険税を決めることになっていますので、地方自治の本旨でもある団体自治の精神を今後も大いに発揮していただきたいと思えます。

そこで、私は第一に、せめて来年度以降も国民健康保険税の据え置きをしていただきたいと思います。さらに、少子化問題も大きな課題であり、子育て世代を支援するという意味でも、高校生までの均等割の軽減措置をとっていただくよう強く求めたいと思えます。

第2に、短期保険証が現在3カ月更新になっていて、これでいくと年4回手続が必要になります。これを4カ月更新にして年3回の更新手続にできないかお尋ねしたいと思えます。

そして、短期被保険者証や資格証明書の発行に際しても、悪質なものでない限り機械的に処理するのではなく、納入する意思があり、それでも払うことができないという家庭の実情を十分勘案しながら、懇切丁寧に相談に乗って、資格証明書の発行にならないような措置をとっていただきたいと思います。

資格証明書になると、窓口で10割負担となります。病院にかかれないという事態も想像されます。命と健康問題に直結するので、極力避けていただきたいと思っています。

以上述べた点について、ぜひ誠意を持ってお答えくださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

国保税負担の軽減についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

まず、小中学校教職員の長時間労働・多忙化についてのご質問の1点目、教職員の長時間労働・多忙化の現状認識についてお答えいたします。教職員の長時間労働・多忙化についての当市の現状についてであります。平成26年度に県教育委員会が実施した教職員の勤務実態等に関する調査の結果によりますと、以前よりも仕事が忙しくなったと感じる教員が83.3%に上りました。教員の平均時間外勤務については1日当たり2時間23分となっており、これは県平均とほぼ同程度の結果となっております。

また、最も負担と感じる業務は部活動となっており、部活動指導への負担感が大きいとの結果が出ております。

このほか学校からは、配慮を要する児童・生徒の増加や多様化する保護者からのニーズへの対応と教職員への負担が増加しているとの声も伺っているところであります。

このようなことから、教職員の長時間労働や多忙化につきましては、現状なかなか改善される状況にはないものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、多忙化防止策についてお答えいたします。平成27年12月に県教育委員会が設置する多忙化解消検討委員会がまとめた教職員の多忙化解消に係る報告書が通知されました。この報告書に基づき、まずは教職員の働き方に対する意識の改革を図ることが必要であるとの認識から、平成28年12月に教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定し、この指針により各学校において時間外労働の縮減に取り組んでいただいているところであります。

この指針では、教職員が時間外労働を行う場合の時間の目安を1日につき二、三時間程度、月45時

間を超えない程度としております。また、毎週水曜日を定時退校日とすることや、定時退校日及び週休日のいずれか1日をノー部活デーとすること、管理職による退校の声がけの徹底や完全退校時間を設定すること、所属教職員の時間外労働時間を把握すること等を明示しております。

しかしながら、これらを遵守することは容易なことではないと承知しておりますが、教職員の働き方に対する意識改革を図ることを最大の目的として、各学校でそれぞれの実情に応じた取り組みを教職員一丸となって取り組んでいただいているところであります。

また、市教育委員会では小中一貫教育非常勤講師及びスクールサポーターの配置等による教職員の負担軽減を図っております。抜本的な多忙化解消策となりますと、教育委員会の取り組みのみでは難しいところもありますものの、今後の国や県の動向を注視しながら、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、多忙化解消に取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目、長時間労働を客観的に管理する方策についてであります。教職員の勤務実態の把握を目的として、来年度より県教育委員会が作成する教職員勤務時間記録簿を市内全ての小中学校に配布し、教職員勤務状況の把握に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） 国保税負担の軽減についてのご質問の1点目、国保税負担軽減措置についてお答えいたします。

まず、当市の国民健康保険税は、それぞれの所得に応じた所得割額、被保険者数に応じた均等割額、世帯に対する平等割額の合計額から成るものであります。このうち均等割額、平等割額につきましては、低所得者の方に対する軽減制度とし

て前年度の所得が一定基準以下であれば、それぞれ2割、5割、7割の軽減制度を設けているところであります。

議員お尋ねの18歳以下の被保険者の均等割額に対する軽減についてであります。軽減を行うことによってほかの国民健康保険被保険者の負担がふえることとなるため、税の公平性の観点からも、現状当市での実施は難しいものと考えております。

また、令和2年度の国民健康保険税は値上げされないのかとのことではあります。現在値上げは考えてございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、短期被保険者証、資格証明書についてお答えいたします。現在短期被保険者証は、むつ市国民健康保険短期被保険者証交付要領に基づき、原則その有効期限を3カ月として交付しているほか、18歳以下の方につきましては、期限を6カ月として交付しているものであります。

利用者の利便性を高めるために期限を延ばせないかとのことではあります。短期被保険者証交付の目的は、滞納している世帯との面談をふやし、国民健康保険税の納付の促進を図るものであり、納付相談の機会を確保するためにも、期限の延長は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、資格証明書の交付時には個々の状況に配慮してほしいとのことではあります。資格証明書は特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している世帯に対し交付されるもので、相談等のない世帯に対しては、通知や電話等のあらゆる接触の機会を設けることや、納付相談においてはその都度現在の状況等について聞き取りを行い、世帯個別の事情に十分配慮したうえで交付しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 再質問をさせていただきます。

教育委員会では、さまざまな対策をとって、県教委とともに対策を立てていただいていると、そして実施をしていただいているというふうなことは大変よくわかりました。やはり市の教育委員会だけで物事を解決する、今の状態を解決するとか、あるいは学校だけで解決するというのは難しいことです。私もそう思っております。

行政というのは、基本的には法令に基づいて行われると認識していますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、言いづらいのですが、給特法に原則として時間外勤務は認めないと規定されております。現実には、さっきの県の統計でも2時間以上、全国の調査では3時間以上の超過勤務を、時間外勤務をしているわけですが、私これをここではっきり「違法だ」と大きい声では言えないのですけれども、違法状態にあるのではないかなと思っておりますが、どういうふうに認識されているのでしょうか。まず、それを伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、法令に基づいた、そういうふうな形で教職員の方々も仕事をされているというふうなことに關しまして、そのような法律でそのように決められているというふうなことであれば、それを遵守するというふうなことが基本になるのかなというふうには思っております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） おっしゃっている趣旨は、よくわかりました。ここで、特にこれ以上の回答は求めません。今の状態が大変な状況であるということは、共通している認識だというふうに理解しています。

そこで、2つ目の項目、多忙化問題についてなのですが、これは先ほども教育長がおっしゃいましたけれども、地教委だけとか、学校だけとか、県教委だけとかということではなかなか解決ができない。

さっき学校の意識改革ということを言われたのですが、なかなか学校の意識改革というのは難しいところがありまして、前の年に做っていくということが多いわけです。ですから、例えば要請訪問ですと、学校から教育委員会に要請するのだと思うのですが、学校現場ではなかなかそういうふうには捉えられていないというのが実態だと思っております。しなければならないというふうになっているのが実態ですので、ここについては校外研修の大切さというのは十分私も理解しているのですが、要請訪問を学校の自主性というのは当然前提なのですが、教育委員会のほうから、例えばこういうふうにしてもいいのではないかと、毎年でなくてもいいですよと、そういう例示をしていただくと大変いいのではないかと思いますが、この要請訪問についてお答えをお願いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

要請訪問につきましては、やはり基本的には学校側から教育委員会のほうへ指導主事を派遣していただいて指導を仰ぐというふうな形がスタンダードといたしますか、本来の姿だというふうに思います。そういう中で、先ほどの答弁とも関連するわけなのですが、まず学校の中では、やはりこれまでやってきたものをそう簡単には変えるのは難しい、そういう環境の中にあるというふうに議員がおっしゃいました。これは、役所も恐らく同じような状況にあるのではないかなというふうにするのですけれども、そういう中で、やはり先ほども壇上で申し上げましたが、教育委員会での指針を各学校のほうに通知をしております。その

中で、やはり業務の見直しと申しますか、改善あるいは廃止、縮減というふうなものに努めてくださいというふうなことです。要するにこれまでやってきたものをそのまま踏襲するのではなくて、やはりこういう状況にある中では、何らかの学校側のそういう意識改革、工夫が必要なのだろうなというふうに思っております。

そういう意味で、まずは業務全体の中のプライオリティーと申しますか、優先順位という中で要請訪問、いわゆる先生方の研修の場というのは、やはり優先順位的にも高い位置に私はあるのではないのかなというふうに思っております。ですので、それ以外の部分でこれまでやってきた中で、これは少しやめてもいいのかなと、あるいは縮減してもいいのかなというふうなところにまずはいわゆる仕事の棚卸しと申しますか、そういうふうなことにまずは着目していただいて、そういうところから軽減化を図っていただければいいのかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 先ほども申し上げましたけれども、学校の中での努力というのはなかなか難しい部分もあります。例えば先ほど挙げたのは校内研修にかかわる要請訪問ですけれども、なぜこういう細かいことを言うかという、なかなか学校現場で手に負えないという部分がありまして、職員の意識改革というのはそう簡単には進まない、容易なことではないというふうに思っています。ですから、例えば研究紀要、こんな厚いのつくりますけれども、そういうのは例えば簡略化してもいいですよとか、教育委員会に提出しますから。あと、学校教育計画は大変大事なものですから、1 年間の計画ですから、これはこれでちゃんとやらなければいけないのですけれども、今これから学校教育計画をつくるために、冬休みから2月ま

でかけて一生懸命やって、概略を2月中に教育委員会に出します。6月の計画訪問のときに全体のものを出すわけですけれども、ここら辺も少し例示的に改善点を出していただければ大変ありがたいなというふうに思っています。これは、要望ですので、ぜひご検討いただければなと思っております。

1の3番ですが、勤務時間の管理についてですけれども、来年から県で教職員勤務時間記録簿で把握するということですが、この中身についてももう少し詳しく教えていただければ助かりますが、お願いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

勤務時間の調査にかかわる時間記録簿ということになりますけれども、例えば月ごとに集計していくわけですけれども、毎日の正規の勤務時間、これは開始、そして終了時刻、また実際に勤務した時間、これも出勤した時刻と退勤した時刻、また時間外等に関する数字を各曜日ごとに、その月ごとに入力して行って、それを集計するという記録簿となっております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 概略はわかりました。どうもありがとうございます。ということは、パソコンで管理をするということになりますね。そうした場合に、2つちょっとお伺いしたいのですけれども、事実と異なる入力がある場合もあるわけです。民間企業等と言うと、退勤時刻は押したけれども、その後また仕事をするとかという、そういうこともあるので、そういうことについての対策はとっていらっしゃるのかどうかということと、週休日の管理はどういうふうになっているか教えてください。お願いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

実際の勤務時間となるかどうか、その確認する対策については、やはり校長先生を初め学校の中で適切に把握するということを徹底していただいて、実際にどのぐらいの勤務をされているかというのを調査するという旨の趣旨を把握していただいたうえで、その記録簿に記入していただきたいと思っておりますし、同じく週休日等につきましても、学校の管理下のもとに的確に把握していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） どうもありがとうございます。学校で管理をするということで、その点についてはよくわかりました。

次に、大きい 2 番目ですけれども、これについては私からちょっと要望を出して終わりたいと思います。

収入も財産もない、生まれればすぐ税金がかかるという均等割税、こういうのはやっぱりどう見ても不平等な制度だと思うので、少しでも市のほうで、今 2 割、5 割、7 割の軽減措置もとっていらっしゃるということなので、大変ありがたいことだというふうに思っています。これも引き続きぜひお願いしたいというふうに思います。

短期被保険者証あるいは資格証明書等についても、それなりに丁寧なご説明がありましたので、これからも市民の命と健康を大切にするために、ぜひ努力していただくことをお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わ

りました。

なお、明12月10日は東健而議員、浅利竹二郎議員、住吉年広議員、野中貴健議員、山本留義議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 2 0 分 散会